

ただし、イの場合であって、月末よりサービスを利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等のやむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の 10 日までに提出することとしても差し支えない。その場合、当該利用者等に限り、利用開始月のサービス提供分は算定できない。

#### (2) LIFE への提出情報について

通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおいて科学的介護推進体制加算を算定する場合又は施設サービスにおいて科学的介護推進体制加算（I）を算定する場合は、事業所又は施設の全ての利用者等について、別紙様式1（科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス））又は別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「基本情報」、「総論」、「口腔・栄養」及び「認知症（別紙様式3も含む。）」の任意項目を除く情報を、やむを得ない場合を除き提出すること。

施設サービスにおいて科学的介護推進体制加算（II）を算定する場合は、上記に加えて「総論」の診断名・服薬情報についても提出すること。

上記以外の項目（「認知症」や「その他」の任意項目等）についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。

また、提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とすること。

- ・(1) アに係る提出情報は、当該算定開始時における情報
- ・(1) イに係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
- ・(1) ウに係る提出情報は、前回提出時以降の評価時点の情報
- ・(1) エに係る提出情報は、当該サービスの利用終了時における情報

### 2 ADL 維持等加算

#### (1) LIFE への情報提出頻度について

利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月 10 日までに提出すること。

なお、情報を提出すべき月においての情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならないこと。

#### (2) LIFE への提出情報について

事業所又は施設における利用者等全員について、利用者等のADL値（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第16号の2イ（2）のADL値をいう。）、別紙様式1（科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス））にある「基本情報」、及び「初月対象又は6月後対象の該当」を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出すること。

### 3 個別機能訓練加算（II）・（III）

#### (1) LIFE への情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

- ア 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月
- イ 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月
- ウ ア又はイのほか、少なくとも 3 月に 1 回

(2) LIFE への提出情報について

- ア 個別機能訓練加算(II)においては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式3—2（生活機能チェックシート）にある「評価日」、「要介護度」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」、「職種」、「ADL」、「I ADL」及び「基本動作」、並びに別紙様式3—3（個別機能訓練計画書）にある「作成日」、「要介護度」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過（病名及び合併症に限る。）」、「個別機能訓練項目（プログラム内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。
- イ 個別機能訓練加算(III)については、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算(II)を算定していることが要件であるため、上記アに加え、8(2)及び10(2)に示す情報を提出していること。
- ウ 提出情報は、以下の時点における情報とすること。
  - ・(1) ア及びイに係る提出情報は、当該情報の作成又は変更時における情報
  - ・(1) ウに係る提出情報は、前回提出時以降の情報

4 リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)・(ハ)

(1) LIFE への情報提出頻度について

個別機能訓練加算(II)と同様であるため、3(1)を参照されたい。

(2) LIFE への提出情報について

- ア 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいてリハビリテーションマネジメント加算(ロ)を算定する場合については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式2—2—1及び2—2—2（リハビリテーション計画書）にある「評価日」、「介護度」、「担当職種」、「健康状態、経過（原因疾病及び発症日・受傷日、合併症に限る。）」、「障害高齢者の日常生活自立度」、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動（基本動作）」、「活動（ADL）」、「リハビリテーションの終了目安」、「活動（I ADL）」、「社会参加の状況」、及び「要因分析を踏まえた具体的なサービス内容（解決すべき課題、期間（月）、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。
- イ また、上記に加えて、訪問リハビリテーションにおいては、診療未実施減算の算定の有無と、情報提供を行った事業所外の医師の適切な研修の受講状況について情報を提出すること。
- ウ 通所リハビリテーションにおいてリハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定する場合は、口腔の健康状態の評価及び栄養アセスメントが必要になることから、上記アに加え、以下の情報を提出すること。また、当該加算の算定にかかるリハビリテーションのアセスメント、口腔の健康状態の評価及び栄養アセス

メント情報の提出においては、当該加算を算定している旨の情報も併せて提出すること。

- a 口腔に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6-4「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」の項目。
- b 栄養に関しては、9(2)アに示す項目。
- エ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(2)ウを参照されたい。

## 5 介護予防通所・訪問リハビリテーションの12月減算

### (1) LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(1)を参照されたい。

### (2) LIFEへの提出情報について

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）と同様であるため、4(2)アを参照されたい。ただし、介護予防訪問リハビリテーションにおいては、上記に加えて、診療未実施減算の算定の有無と、情報提供を行った事業所外の医師の適切な研修の受講状況について情報を提出すること。

## 6 リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）・（II）、理学療法及び作業療法注6並びに言語聴覚療法注4に掲げる加算、理学療法及び作業療法注7並びに言語聴覚療法注5に掲げる加算

### (1) LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(1)を参照されたい。

### (2) LIFEへの提出情報について

ア リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）（II）、理学療法注6、作業療法注6及び言語聴覚療法注4においては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書）にある「評価日」、「介護度」、「担当職種」、「健康状態、経過（原因疾病及び発症日・受傷日、合併症に限る。）」、「日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、「心身機能・構造」、「活動（基本動作）」、「活動（ADL）」、「リハビリテーションの終了目安」、「社会参加の状況」、及び「要因分析を踏まえた具体的なサービス内容（解決すべき課題、期間（月）、具体的支援内容、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報を提出すること。

イ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）、理学療法注7、作業療法注7及び言語聴覚療法注5においては、栄養マネジメント強化加算及び口腔衛生管理加算（II）を算定していることが要件であるため、上記アに加え、8(2)及び10(2)に示す情報を提出していること。

ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3(2)ウを参照されたい。

## 7 短期集中リハビリテーション実施加算（I）

### （1）LIFEへの情報提出頻度について

入所者ごとに、ア及びイまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

ア 施設に入所した日の属する月

イ アの月のほか、施設に入所した日の属する月から起算して 3 月目の月まで、少なくとも 1 月に 1 回

### （2）LIFEへの提出情報について

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）と同様であるため、6

（2）アを参照されたい。

## 8 栄養マネジメント強化加算

### （1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の 5 の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間にについて、利用者全員について本加算を算定できないこと（例えば、4 月の情報を 5 月 10 日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4 月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

### （2）LIFEへの提出情報について

ア 施設における入所者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式 4—1—1（栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例））にある「要介護度」、「実施日」、「低栄養状態のリスクレベル」、「低栄養状態のリスク（状況）」、「食生活状況等」、「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」、「総合評価」及び「計画変更」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

イ 経口維持加算（I）又は（II）を算定している入所者については、アの情報に加え、同様式にある「摂食・嚥下の課題」、「食事の観察」及び「多職種会議」の各項目に係る情報も提出すること。

ウ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

## 9 栄養アセスメント加算

### （1）LIFEへの情報提出頻度について

利用者ごとに、ア及びイに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

ア 栄養アセスメントを行った日の属する月

イ アの月のほか、少なくとも 3 月に 1 回

なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

（2）LIFEへの提出情報について

- ア 利用者全員について、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式4-3-1（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例））にある「要介護度」、「実施日」「低栄養状態のリスクレベル」「低栄養状態のリスク（状況）」「食生活状況等」「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」及び「総合評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。ただし、食事の提供を行っていない場合など、「食生活の状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題（低栄養関連問題）」の各項目に係る情報のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではないこと。
- イ 提出情報は、利用者ごとに、以下の時点における情報とすること。
- ・（1）アに係る提出情報は、当該アセスメントの実施時点における情報
  - ・（1）イにおける提出情報は、前回提出時以降における情報

10 口腔衛生管理加算（II）

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

- ア 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算 様式（実施計画））にある「要介護度」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」、「口腔衛生の管理内容（実施目標、実施内容及び実施頻度に限る。）」及び「歯科衛生士が実施した口腔衛生等の管理及び介護職員への技術的助言等の内容」の各項目に係る情報を提出すること。
- イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

11 口腔機能向上加算（II）及び（II）ロ

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6－4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

12 口腔機能向上加算（II）イ

（1）LIFEへの情報提出頻度について

個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（1）を参照されたい。

（2）LIFEへの提出情報について

ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式6－4（口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例））にある「要介護度・病名等」、「日常生活自立度」、「現在の歯科受診について」、「義歯の使用」、「栄養補給法」、「食事形態」、「誤嚥性肺炎の発症・既往」、「口腔機能改善管理計画」及び「実施記録」の各項目に係る情報を提出すること。

イ 提出情報の時点は、個別機能訓練加算（II）と同様であるため、3（2）ウを参照されたい。

13 褥瘡マネジメント加算

（1）LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、アからウまでに定める月の翌月10日までに提出すること。なお、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに訪問通所サービス通知第一の5の届出を提出しなければならず、事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間にについて、利用者等全員について本加算を算定できること（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。）。

ア 既利用者等については、当該算定を開始しようとする月

イ 新規利用者等については、当該サービスの利用を開始した日の属する月

ウ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月（評価は少なくとも3月に1回行うものとする。）

ただし、イの場合であって、月末よりサービスを利用開始した利用者等に係る情報を収集する時間が十分確保できない等のやむを得ない場合については、利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えない。その場合、当該利

用者等に限り、利用開始月のサービス提供分は算定できない。

(2) LIFE への提出情報について

- ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式5（褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書）にある「基本情報」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
- イ 褥瘡がある利用者等については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」及び「褥瘡ケア計画」の自由記載を除く情報も提出すること。
- ウ 提出情報は、利用者等ごとに、以下の時点における情報とすること。
  - ・(1) アに係る提出情報は、介護記録等に基づき、既利用者等ごとの利用開始時又は施設入所時における評価の情報及び当該算定開始時における情報
  - ・(1) イに係る提出情報は、当該サービスの利用開始時における情報
  - ・(1) ウに係る提出情報は、当該評価時における情報

14 褥瘡対策指導管理（II）

(1) LIFE への情報提出頻度について

褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（1）を参照されたい。

(2) LIFE への提出情報について

- ア 「特別診療費の算定に関する留意事項について」別添様式3（褥瘡対策に関する診療計画書）にある「基本情報」、「褥瘡の有無」及び「危険因子の評価」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。
- イ また、褥瘡がある入所者については、同様式にある「褥瘡の状態の評価」及び「看護計画」の自由記載を除く情報も提出すること。
- ウ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（2）ウを参照されたい。

15 排せつ支援加算

(1) LIFE への情報提出頻度について

褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（1）を参照されたい。

(2) LIFE への提出情報について

- ア 事業所・施設における利用者等全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6又は「指定地域密着型サービスに要

する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式6（排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書）にある「基本情報」、「排せつの状態」、「排せつ支援に係る取組」、「排せつに関する支援の必要性」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。  
イ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（2）ウを参照されたい。

## 16 自立支援促進加算

### （1）LIFEへの情報提出頻度について

褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（1）を参照されたい。

### （2）LIFEへの提出情報について

ア 施設における入所者全員について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7又は「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式7（自立支援促進に関する評価・支援計画書）にある「基本情報」、「現状の評価」及び「支援実績」、「支援計画」の自由記載を除く各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

イ 提出情報の時点は、褥瘡マネジメント加算と同様であるので、13（2）ウを参照されたい。

## 17 かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）

### （1）LIFEへの情報提出頻度について

入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。

ア 施設に入所した日の属する月

イ 処方内容に変更が生じた日の属する月

ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月に1回

エ 施設を退所する日の属する月

### （2）LIFEへの提出情報について

ア 入所期間が3月以上であると見込まれる入所者について、（1）ア、ウ及びエの月においては「診断名」及び「処方薬剤名（1日用量含む）」の情報をいずれも、（1）イの月においてはこれらの情報に加え、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9（薬剤変更等に係る情報提供書）にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

- イ 提出情報は、以下の時点における情報とすること。
- ・(1) アに係る提出情報は、当該入所時における情報
  - ・(1) イに係る提出情報は、当該変更時における情報
  - ・(1) ウに係る提出情報は、前回提出時以降における情報
  - ・(1) エに係る提出情報は、当該退所時における情報

## 18 薬剤管理指導の注2の加算

### (1) LIFEへの情報提出頻度について

- 入所者ごとに、アからエまでに定める月の翌月10日までに提出すること。
- ア 本加算の算定を開始しようとする月において施設に入所している入所者については、当該算定を開始しようとする月
- イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入所者については、当該施設に入所した日の属する月
- ウ 処方内容に変更が生じた日の属する月
- エ ア、イ又はウの月のほか、少なくとも3月に1回

### (2) LIFEへの提出情報について

- ア (1) ア、イ及びエの月においては「診断名」及び「処方薬剤名（1日用量含む）」の情報をいざれも、(1) ウの月においてはこれらの情報に加え、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式9（薬剤変更等に係る情報提供書）にある「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の各項目に係る情報を提出すること。

- イ 提出情報は、以下の時点における情報とすること。

- ・(1) アに係る提出情報は、当該算定を開始しようとする月時点における情報及び当該者の施設入所時における情報
- ・(1) イに係る提出情報は、当該入所時における情報
- ・(1) ウに係る提出情報は、当該変更時における情報
- ・(1) エに係る提出情報は、前回提出時以降における情報

## 別紙様式1

## 科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）

(※)：任意項目

## 【利用者情報】

氏名			
生年月日	年	月	日
性別	□男	□女	被保険者番号

## 【基本情報】

要介護度	□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5
障害高齢者の日常生活自立度	□自立 □J1 □J2 □A1 □A2 □B1 □B2 □C1 □C2
認知症高齢者の日常生活自立度	□自立 □I □IIa □IIb □IIIa □IIIb □IV □M
評価日	年 月 日
評価時点	□サービス利用開始時 □サービス利用中 □サービス利用終了時

## 【総論】

診断名（特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）（※）			
1.			
2.			
3.			
緊急入院の状況 （※）	入院日： 年 月 日	受療時の主訴：□発熱	□転倒 □その他（ ）
	入院日： 年 月 日	受療時の主訴：□発熱	□転倒 □その他（ ）
	入院日： 年 月 日	受療時の主訴：□発熱	□転倒 □その他（ ）
服薬情報（※）	薬剤名（ ）		
	薬剤名（ ）		
	薬剤名（ ）		
家族の状況（※）	□同居 □独居		
ADL	・食事	自立 □10	一部介助 □5 □0
	・椅子とベッド間の移乗	□15	□10←（監視下）
		(座れるが移れない) → □5	□0
	・整容	□5	□0
	・トイレ動作	□10	□5 □0
	・入浴	□5	□0
	・平地歩行	□15	□10←（歩行器等）
		(車椅子操作が可能) → □5	□0
	・階段昇降	□10	□5 □0
	・更衣	□10	□5 □0
・排便コントロール	□10	□5 □0	
・排尿コントロール	□10	□5 □0	
サービス利用 終了理由（※サ ービス終了時）	サービス利用終了日： 年 月 日		
	□居宅サービスの利用	□介護老人福祉施設入所	□介護老人保健施設入所
	□医療機関入院	□死亡	□介護サービスを利用しなくなった □その他

## 【口腔・栄養】

身長	cm	体重	kg
義歯の使用	□なし □あり	むせ	□なし □あり
歯の汚れ	□なし □あり	歯肉の腫れ・出血	□なし □あり

**【認知症】**

認知症の診断	<input type="checkbox"/> アルツハイマー病 <input type="checkbox"/> 血管性認知症 <input type="checkbox"/> レビー小体型病 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------	--

○生活・認知機能尺度 【別紙様式3】を活用した評価を実施すること

○Vitality index

意思疎通	<input type="checkbox"/> 自分から挨拶する、話し掛ける <input type="checkbox"/> 挨拶、呼びかけに対して返答や笑顔が見られる <input type="checkbox"/> 反応がない
起床（※）	<input type="checkbox"/> いつも定時に起床している <input type="checkbox"/> 起こさないと起床しないことがある <input type="checkbox"/> 自分から起床することはない
食事（※）	<input type="checkbox"/> 自分から進んで食べようとする <input type="checkbox"/> 促されると食べようとする <input type="checkbox"/> 食事に関心がない、全く食べようとしない
排せつ（※）	<input type="checkbox"/> いつも自ら便意尿意を伝える、あるいは自分で排尿、排便を行う <input type="checkbox"/> 時々、尿意便意を伝える <input type="checkbox"/> 排せつに全く関心がない
リハビリ・活動（※）	<input type="checkbox"/> 自らリハビリに向かう、活動を求める <input type="checkbox"/> 促されて向かう <input type="checkbox"/> 拒否、無関心

○DBD13（※） 【別紙様式4】を活用すること

**【その他】**

○ICFステージング（※） 【別紙様式5】を活用すること

# 科学的介護推進に関する評価（施設サービス）

(※)：任意項目

**【利用者情報】**

氏名			
生年月日	年	月	日
性別	□男	□女	被保険者番号

**【基本情報】**

要介護度	□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5
障害高齢者の日常生活自立度	□自立 □J1 □J2 □A1 □A2 □B1 □B2 □C1 □C2
認知症高齢者の日常生活自立度	□自立 □I □IIa □IIb □IIIa □IIIb □IV □M
評価日	年 月 日
評価時点	□サービス利用開始時 □サービス利用中 □サービス利用終了時

**【総論】**

診断名（特定疾患または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）(※)

1.

2.

3.

緊急入院の状況 (※)	入院日： 年 月 日	受療時の主訴： □発熱 □転倒 □その他 ( )
	入院日： 年 月 日	受療時の主訴： □発熱 □転倒 □その他 ( )
	入院日： 年 月 日	受療時の主訴： □発熱 □転倒 □その他 ( )
服薬情報 (※)	1. 薬剤名 ( )	
	2. 薬剤名 ( )	
	3. 薬剤名 ( )	
家族の状況 (※)	□同居 □独居	
ADL	・食事	自立 □10 □5 □0
	・椅子とベッド間の移乗	□15 □10← (監視下)
		(座れるが移れない) → □5 □0
	・整容	□5 □0 □0
	・トイレ動作	□10 □5 □0
	・入浴	□5 □0 □0
	・平地歩行	□15 □10← (歩行器等)
		(車椅子操作が可能) → □5 □0
	・階段昇降	□10 □5 □0
	・更衣	□10 □5 □0
サービス利用終了理由 (※) (サービス終了時のみ)	サービス利用終了日： 年 月 日	
	□居宅サービスの利用 □介護老人福祉施設入所 □介護老人保健施設入所 □介護医療院入所 □医療機関入院 □死亡 □介護サービスを利用しなくなった □その他	

**【口腔・栄養】**

身長	cm	低栄養状態の リスクレベル	□低	□中	□高
体重	kg				
栄養補給法	□経口のみ □一部経口 □経腸栄養 □静脈栄養				
食事形態	□常食 □嚥下調整食 (コード□4 □3 □2-2 □2-1 □1j □0t □0j)				
とろみ	□薄い □中間 □濃い				
食事摂取量	全体 ( ) %	主食 ( ) %	副食 ( ) %		
必要栄養量	エネルギー ( kcal) たんぱく質 ( g)	提供栄養量	エネルギー ( kcal) たんぱく質 ( g)		
褥瘡	□なし □あり				
義歯の使用	□なし □あり	むせ	□なし □あり		
歯の汚れ	□なし □あり	歯肉の腫れ・出血	□なし □あり		

**【認知症】**

認知症の診断	<input type="checkbox"/> アルツハイマー病 <input type="checkbox"/> 血管性認知症 <input type="checkbox"/> レビー小体型病 <input type="checkbox"/> その他 ( )
--------	---

○生活・認知機能尺度 【別紙様式3】を活用した評価を実施すること

○Vitality index

意思疎通	<input type="checkbox"/> 自分から挨拶する、話し掛ける <input type="checkbox"/> 挨拶、呼びかけに対して返答や笑顔が見られる <input type="checkbox"/> 反応がない
起床 (※)	<input type="checkbox"/> いつも定時に起床している <input type="checkbox"/> 起こさないと起床しないことがある <input type="checkbox"/> 自分から起床することはない
食事 (※)	<input type="checkbox"/> 自分から進んで食べようとする <input type="checkbox"/> 促されると食べようとする <input type="checkbox"/> 食事に関心がない、全く食べようとしない
排せつ (※)	<input type="checkbox"/> いつも自ら便意尿意を伝える、あるいは自分で排尿、排便を行う <input type="checkbox"/> 時々、尿意便意を伝える <input type="checkbox"/> 排せつに全く関心がない
リハビリ・活動 (※)	<input type="checkbox"/> 自らリハビリに向かう、活動を求める <input type="checkbox"/> 促されて向かう <input type="checkbox"/> 拒否、無関心

○DBD13 (※) 【別紙様式4】を活用すること

**【その他】**

○ICFステージング (※) 【別紙様式5】を活用すること

## 生活・認知機能尺度

<b>身近なもの（たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など）を置いた場所を覚えていますか</b>	
<b>①－1</b>	※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からぬ場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください
<input type="checkbox"/> 5	常に覚えている
<input type="checkbox"/> 4	たまに（週1回程度）忘れるはあるが、考えることで思い出せる
<input type="checkbox"/> 3	思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある（思い出せることと思ひ出せないことが同じくらいの頻度）
<input type="checkbox"/> 2	きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
<input type="checkbox"/> 1	忘れたこと自体を認識していない
<b>身の回りに起こった日常的な出来事（たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など）をどのくらいの期間、覚えていますか</b>	
<b>①－2</b>	※最近1週間の様子を評価してください
<input type="checkbox"/> 5	1週間前のこと覚えている
<input type="checkbox"/> 4	1週間前のこと覚えていないが、数日前のことは覚えている
<input type="checkbox"/> 3	数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
<input type="checkbox"/> 2	昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
<input type="checkbox"/> 1	全く覚えていられない
<b>現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか</b>	
<b>②</b>	※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを選び回答してください　例：1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する
<input type="checkbox"/> 5	年月日はわかる（±1日の誤差は許容する）
<input type="checkbox"/> 4	年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
<input type="checkbox"/> 3	場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる（家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等）
<input type="checkbox"/> 2	その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
<input type="checkbox"/> 1	自分の名前がわからない

<b>③ 誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか</b>
※「会話ができる」とは、2者的意思が互いに疎通できている状態を指します
<input type="checkbox"/> 5 会話に支障がない（「〇〇だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができる）
<input type="checkbox"/> 4 複雑な会話はできないが、普通に会話はできる（「〇〇だから、××である」といった2つ以上の情報がつながった話をすることはできない）
<input type="checkbox"/> 3 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる（「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない）
<input type="checkbox"/> 2 会話が成り立たないが、発語はある（発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える）
<input type="checkbox"/> 1 発語がなく、無言である

<b>一人で服薬ができますか</b>
④ ※服薬していかなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からぬ場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください
<input type="checkbox"/> 5 自分で正しく服薬できる
<input type="checkbox"/> 4 自分で用意して服薬できるが、たまに（週1回程度）服薬し忘れることがある
<input type="checkbox"/> 3 2回に1回は服薬を忘れる
<input type="checkbox"/> 2 常に薬を手渡しすることが必要である
<input type="checkbox"/> 1 服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である

<b>一人で着替えることができますか</b>
⑤ ※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください
<input type="checkbox"/> 5 季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
<input type="checkbox"/> 4 季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
<input type="checkbox"/> 3 促してもらえば、自分で着脱衣ができる
<input type="checkbox"/> 2 着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
<input type="checkbox"/> 1 着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある

<b>テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか</b>
⑥ ※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください。いずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください
<input type="checkbox"/> 5 自由に操作できる（「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる）
<input type="checkbox"/> 4 チャンネルの順送りなど普段している操作はできる（「単純な操作」であれば自分で行うことができる）
<input type="checkbox"/> 3 操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえば使える（「単純な操作」が分からぬことがあるが、教えれば自分で操作することができる）
<input type="checkbox"/> 2 リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からぬ（何をする電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない）
<input type="checkbox"/> 1 リモコンが何をするものか分からぬ

合計
点

## 別紙様式4

**DBD13**

認知症の診断、または疑いのある場合に評価

1	忘れてしまうことが多いため、同じことを何度も聞いてしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
2	よく物をなくしたり、置場所を間違えたりする	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
3	日常的な物事に关心を持てない	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
4	特別な理由がないのに夜中に起きて布団から出てしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
5	他人が納得できる根拠がない状況で、他人に文句を言ってしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
6	昼間、寝ていることが多い	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
7	過度に歩き回ることが多い	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
8	同じ動作を何回も繰り返してしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
9	荒い口調で相手を責めるような言葉を出してしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
10	服装が場違いな、あるいは季節に合わない場合がある	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
11	世話をしてもらうことを受け入れられない	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
12	周囲にわかつてもらえるような理由なしに物を貯め込んでしまう	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある
13	引き出しやたんすの物を取り出そうとして、中身を全部出してしまうことがある	<input type="checkbox"/> まったくない <input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 常にある	<input type="checkbox"/> ときどきある

## ICF ステージング

2. 基本動作	<input type="checkbox"/> 5 両足での立位保持を行っている <input type="checkbox"/> 4 立位の保持は行っていないが、座位での乗り移りは行っている <input type="checkbox"/> 3 座位での乗り移りは行っていないが、座位（端座位）の保持は行っている <input type="checkbox"/> 2 座位（端座位）の保持は行っていないが、寝返りは行っている <input type="checkbox"/> 1 寝返りは行っていない
3a. 歩行・移動	<input type="checkbox"/> 5 公共交通機関等を利用した外出を行っている <input type="checkbox"/> 4 公共交通機関等を利用した外出は行っていないが、手すりに頼らないで安定した階段の昇り降りを行っている <input type="checkbox"/> 3 手すりに頼らない安定した階段の昇り降りを行っていないが、平らな場所での安定した歩行は行っている <input type="checkbox"/> 2 安定した歩行は行っていないが、施設内の移動は行っている <input type="checkbox"/> 1 施設内の移動を行っていない
4a. 認知機能 オリエンテーション（見当識）	<input type="checkbox"/> 5 年月日がわかる <input type="checkbox"/> 4 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる <input type="checkbox"/> 3 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる <input type="checkbox"/> 2 その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる <input type="checkbox"/> 1 自分の名前がわからない
4b. 認知機能 コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 5 複雑な人間関係を保っている <input type="checkbox"/> 4 複雑な人間関係は保っていないが、書き言葉は理解している <input type="checkbox"/> 3 書き言葉は理解していないが日常会話は行っている <input type="checkbox"/> 2 日常会話は行っていないが、話し言葉は理解している <input type="checkbox"/> 1 話し言葉の理解はできない
4c. 認知機能 精神活動	<input type="checkbox"/> 5 時間管理ができる <input type="checkbox"/> 4 時間管理はできないが、簡単な算術計算ができる <input type="checkbox"/> 3 簡単な算術計算はできないが、記憶の再生はできる <input type="checkbox"/> 2 記憶の再生はできないが、意識混濁はない <input type="checkbox"/> 1 意識の混濁があった
5a. 食事 嘔下機能	<input type="checkbox"/> 5 肉などを含む普通の食事を、噛んで食べることを行っている <input type="checkbox"/> 4 肉などを含む普通の食事を噛んで食べることは行っていないが、ストローなどでむせずに飲むことは行っている <input type="checkbox"/> 3 むせずに吸引することは行っていないが、固形物の嚥下は行っている <input type="checkbox"/> 2 固形物の嚥下は行っていないが、嚥下食の嚥下は行っている <input type="checkbox"/> 1 嚥下食の嚥下を行っていない（食べ物の嚥下を行っていない）
5b. 食事 食事動作および食事介助	<input type="checkbox"/> 5 箸やフォークを使って食べこぼしせず、上手に食べることを行っている <input type="checkbox"/> 4 箸やフォークを使って上手に食べることは行っていないが、食べこぼしながらも、何とか自分で食べることを行っている <input type="checkbox"/> 3 自分で食べることを行っていないが、食事の際に特別なセッティングをすれば自分で食べることを行っている <input type="checkbox"/> 2 食事の際に特別なセッティングをしても自分で食べることを行っていないが、直接的な介助があれば食べることを行っている <input type="checkbox"/> 1 直接的な介助をしても食べることを行っていない（食べることを行っていない）
6a. 排泄の動作	<input type="checkbox"/> 5 排泄の後始末を行っている <input type="checkbox"/> 4 排泄の後始末は行っていないが、ズボン・パンツの上げ下ろしは行っている <input type="checkbox"/> 3 ズボン・パンツの上げ下ろしは行っていないが、洋式便器への移乗は行っている <input type="checkbox"/> 2 洋式トイレの移乗が自分で行えないため、介助が必要、または普段から床上で排泄を行っている <input type="checkbox"/> 1 尿閉（膀胱痙攣を含む）や医療的な身体管理のために膀胱等へのカテーテルなどを使用している

7a. 入浴動作	<input type="checkbox"/> 5 安定した浴槽の出入りと洗身を行っている <input type="checkbox"/> 4 安定した浴槽の出入りと洗身は行っていないが、第三者の援助なしで入浴を行っている <input type="checkbox"/> 3 第三者の援助なしで入浴することは行っていないが、一般浴室での坐位保持は行っている。 その他、入浴に必要なさまざまな介助がなされている <input type="checkbox"/> 2 浴室内での座位保持を行っておらず、一般浴での入浴を行っていないが、入浴（特浴など）は行っている <input type="checkbox"/> 1 入浴は行っていない
8a. 整容 口腔ケア	<input type="checkbox"/> 5 義歯の手入れなどの口腔ケアを自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 義歯の手入れなどの口腔ケアは自分では行っていないが、歯みがきは自分でセッティングして行っている <input type="checkbox"/> 3 自分でセッティングして歯を磨くことは行っていないが、セッティングをすれば、自分で歯みがきを行っている <input type="checkbox"/> 2 歯みがきのセッティングをしても自分では歯みがきを行っていないが、「うがい」は自分で行っている <input type="checkbox"/> 1 「うがい」を自分で行っていない
8b. 整容 整容	<input type="checkbox"/> 5 爪を切ることを自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 爪を切ることは自分で行っていないが、髭剃りやスキンケア、整髪は自分で行っている <input type="checkbox"/> 3 髭剃りやスキンケア、整髪は自分で行っていないが、洗顔は自分で行っている <input type="checkbox"/> 2 洗顔は自分で行っていないが、手洗いは自分で行っている <input type="checkbox"/> 1 手洗いを自分で行っていない
8c. 整容 衣服の着脱	<input type="checkbox"/> 5 衣服を畳んだり整理することは自分で行っている <input type="checkbox"/> 4 衣服を畳んだり整理することは自分で行っていないが、ズボンやパンツの着脱は自分で行っている <input type="checkbox"/> 3 ズボンやパンツの着脱は自分で行っていないが、更衣の際のボタンのかけはずしは自分で行っている <input type="checkbox"/> 2 更衣の際のボタンのかけはずしは自分で行っていないが、上衣の片袖を通すことは自分で行っている <input type="checkbox"/> 1 上衣の片袖を通すことを自分で行っていない
9a. 社会参加 余暇	<input type="checkbox"/> 5 施設や家を1日以上離れる外出または旅行をしている <input type="checkbox"/> 4 旅行はしていないが、個人による趣味活動はしている <input type="checkbox"/> 3 屋外で行うような個人的趣味活動はしていないが、屋内でする程度のことはしている <input type="checkbox"/> 2 集団レクリエーションへは参加していないが、一人でテレビを楽しんでいる <input type="checkbox"/> 1 テレビを見たり、ラジオを聴いていない
9b. 社会参加 社会交流	<input type="checkbox"/> 5 情報伝達手段を用いて交流を行っている <input type="checkbox"/> 4 通信機器を用いて自ら連絡を取ることは行っていないが、援助があっての外出はしている <input type="checkbox"/> 3 外出はしていないが、親族・友人の訪問を受け会話している <input type="checkbox"/> 2 近所づきあいはしていないが、施設利用者や家族と会話はしている <input type="checkbox"/> 1 会話がない、していない、できない
合計点数	点

## 5 令和6年度介護報酬改定に関するQ&Aについて

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問17）

（答）

・現時点では、以下のいずれかの研修である。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

・ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問29は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (令和 6 年 3 月 15 日) 問 18)

(答)

- ・認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。
- ・医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2 (4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7 の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。
- ・これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

(注) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第二 1 (7) 「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 号、老振発 0317001 号、老老発 0317001 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）別紙 1 第二 1 (6) 「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」及び指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005 号、老振発 0331005 号、老老発 0331018 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）第二 1 (12) 「「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について」の記載を確認すること。

※ 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 3 年 3 月 29 日) 問 30 は削除する。

※ 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 4 月 1 日) 問 32 は削除

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算（I）・（II）

認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方如何。常勤要件等はあるか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問19）

（答）

- ・専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内の業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。
- ・なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問31は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症専門ケア加算（II）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（I）の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問20）

（答）

認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問32は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問21）

（答）

- ・認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。
- ・従って、認知症専門ケア加算（Ⅱ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅱ）については、加算対象となる者が20名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1名の配置で算定できることとし、通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算については、当該者を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名の配置で算定できることとなる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問33は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

例えば、平成18年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問22）

（答）

本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問34は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成 12 年 9 月 5 日老発第 623 号) 及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号) において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (令和 6 年 3 月 15 日) 問 23)

(答)

含むものとする。

※ 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 3 年 3 月 29 日) 問 35 は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

認知症専門ケア加算 (II) 及び(看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症加算 (I) を算定するためには、認知症専門ケア加算 (I) 及び(看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症加算 (II) の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (令和 6 年 3 月 15 日) 問 26)

(答)

必要ない。例えば加算の対象者が 20 名未満の場合、

- ・ 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者
- ・ 認知症看護に係る適切な研修を修了した者

のいずれかが 1 名配置されていれば、算定することができる。

(研修修了者の人員配置例)

必要な研修 修了者の 配置数	「認知症介護に係る専門的な研修」	加算対象者数			
		～19	20～29	30～39	…
必要な研修 修了者の 配置数	認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	…
	認知症看護に係る適切な研修				
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」	1	1	1	…
	認知症介護指導者養成研修				
	認知症看護に係る適切な研修				

(注) 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を 1 名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ 1 名配置したことになる。

※ 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 3 年 3 月 29 日) 問 38 は削除する。

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

「認知症介護実践リーダー研修の研修対象者として、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して 10 年以上、かつ、1,800 日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者」とあるが、「それと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者」とは具体的にどのような者なのか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 6 年 3 月 29 日) 問 3)

(答)

同等以上の能力を有する者として、例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として 7 年以上サービスを利用者に直接提供するとともに、そのうちの 3 年以上、サービス提供責任者としても従事する者を研修対象者として認めていただくことは差し支えない。

## ○ 認知症チームケア推進加算について

「認知症チームケア推進研修（認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSD の出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう）」について、研修内容はどのようなものか。また、研修はどこが実施主体となるのか。

（令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 2）（令和 6 年 3 月 19 日）問 1）

（答）研修内容は、以下に示す認知症の人へのケアに関する内容を含むものとする。

- ・BPSD のとらえかた
- ・重要なアセスメント項目
- ・評価尺度の理解と活用方法
- ・ケア計画の基本的考え方
- ・チームケアにおける PDCA サイクルの重要性
- ・チームケアにおけるチームアプローチの重要性

また、研修の実施主体は、認知症介護研究・研修センター（仙台、東京、大府）であり、全国の介護職員を対象として研修を実施する予定としているが、各都道府県・指定都市が実施主体となることや、各都道府県・指定都市が実施している認知症介護実践リーダー研修に上記の研修内容を追加して実施することは差し支えない。

なお、各都道府県・指定都市において上記の研修を認知症介護実践リーダー研修に追加して実施する場合には、認知症チームケア推進研修の研修内容が含まれた研修を修了した旨を修了証に記載するなど明確になるよう配慮されたい。

認知症チームケア推進加算（I）では現行の認知症介護指導者養成研修修了のみでは、要件を満たさないという認識で良いか。また、認知症チームケア推進加算（II）は、同様に認知症介護実践リーダー研修の修了のみでは要件を満たさないという認識で良いか。

（令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 2）（令和 6 年 3 月 19 日）問 2）

（答）

貴見のとおり。

本加算（I）では、現行の認知症介護指導者養成研修の修了とともに、認知症チームケア推進研修を修了する必要がある。同様に、本加算（II）では、認知症介護実践リーダー研修の修了とともに、認知症チームケア推進研修を修了する必要がある。

本加算は、認知症の行動・心理症状（BPSD）が認められる入所者等にのみ加算が算定できるのか。

（令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 2）（令和 6 年 3 月 19 日）問 3）

（答）

本加算は、BPSD の予防等に資する取組を日頃から実施していることを評価する加算であるため、本加算の対象者である「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」に対し、BPSD の予防等に資するチームケアを実施していれば、算定が可能で

ある。

本加算で配置要件となっている者は、複数の「認知症の行動・心理症状に対応するチーム」に参加可能と考えてよいか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 6 年 3 月 19 日) 問 4)

(答)

貴見のとおり。

ただし、配置要件となっている者が複数のチームに参加する場合であっても、各々のチームにおいて、本加算において求められる計画の作成、BPSD の評価、カンファレンスへの参加等、一定の関与が求められる。

「複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること」とあるが、介護職員とはどのような者を指すか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 6 年 3 月 19 日) 問 5)

(答)

本加算の対象である入所者等に対して、本加算の対象となるサービスを直接提供する職員を指す。なお、職種については介護福祉士以外であっても差し支えない。

対象者に対して個別に行う認知症の行動・心理症状 (BPSD) の評価は、認知症チームケア推進研修において示された評価指標を用いなければならないのか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 6 年 3 月 19 日) 問 6)

(答)

貴見のとおり。

認知症チームケア推進加算の算定要件は、入所(居)者又は入院患者のうち認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合が 1/2 以上であることが求められているが、届出日の属する月の前 3 月の各月末時点の入所者等数の平均で算定するということで良いか。

(令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (令和 6 年 3 月 19 日) 問 7)

(答)

貴見のとおり。

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 21 号)において、認知症チームケア推進加算を算定している場合には同一の対象者について認知症専門ケア加算の算定が不可とされているところ、同一施設内で、入所者等 A に対しては認知症専門ケア加算、入所者等 B に対しては認知症チームケア推進加算を算

定することは可能か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和6年3月19日) 問8)

(答)

可能である。

問8にあるように、同一施設内で対象者によって認知症専門ケア加算、認知症チームケア推進加算を算定することができるのか、どのような趣旨か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和6年3月19日) 問9)

(答)

認知症チームケア推進加算は、本来認知症ケアが目指す方向性を示す対応を求めたものではあるが、施設・事業所内の入所者等の認知症の症状は、様々であることが想定される。そのため、例えば、認知症専門ケア加算を算定している対象者が施設・事業所内に居る場合でも、認知症の症状が不安定で、認知症チームケア推進加算に基づくケア提供が、より望ましいと認められる場合は、認知症専門ケア加算から認知症チームケア推進加算に切り替えていただくことは、差し支えない。

各施設・事業所においては、各加算趣旨及び各入所者等の認知症の症状に鑑み、適切な対応をお願いしたい。

「別紙様式及び介護記録等」とは具体的に何を指すか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和6年3月19日) 問10)

(答)

具体的には、下記のとおりであり、認知症チームケア推進加算算定にあたり、必ず作成が求められる。

- ・別紙様式：認知症チームケア推進加算に係るワークシート
- ・介護記録等：介護日誌や施設サービス計画書、認知症対応型共同生活介護計画書等を示す。

なお、介護記録等については、入所者等の状態の評価、ケア方針、実施したケアの振り返り等を丁寧に記載することが重要であり、例示した介護記録等以外のものを使用しても差し支えないほか、この加算のみのために、新たな書式を定めることは必要ない。

厚生労働省の令和3～5年度老人保健健康増進等事業（※）において、研修を修了した者は、認知症チームケア推進研修を修了した者とみなしてよいか。

※ 令和3年度 BPSD の軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究、令和4～5年度 BPSD の予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究（実施主体：社会福祉法人浴風会）

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6 (令和6年5月17日) 問4)

(答)

貴見のとおり。なお、令和5年度 BPSD ケア体制づくり研修修了者でない者については、令和6年度中に速やかに、認知症チームケア推進ケア研修で用いる研修動画を視聴することが望ましい。

認知症チームケア推進加算Ⅱの配置要件として、認知症介護実践リーダー研修と認知症チームケア推進研修の双方の研修を修了した者の配置が必要とされるが、認知症介護実践リーダー研修の受講が予定されている者について、認知症介護実践リーダー研修の受講前に認知症チームケア推進研修を受講することは可能か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6 (令和6年5月17日) 問5)

(答)

可能である。配置要件になっている者が中心となった複数人の介護職員等から構成するチームを組むことが、本加算の要件となっていることから、チームケアのリーダーを養成するための認知症介護実践リーダー研修の受講対象となる者は、認知症チームケア推進研修の受講対象者になるものと考える。

### ○ 認知症専門ケア加算、認知症チームケア推進加算

同一対象者について、月の途中で、認知症専門ケア加算から認知症チームケア推進加算に切り替える場合に、どのような算定方法となるのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6 (令和6年5月17日) 問6))

(答)

当該対象者について、月末時点で認知症チームケア推進加算の算定要件を満たすサービスを提供しているのであれば、当該月については、認知症チームケア推進加算を算定することが可能である。ただし、この場合、認知症専門ケア加算については、算定することができない。

## ○ ユニット間の勤務について

ユニット型施設において、昼間は1ユニットに1人配置とされているが、新規採用職員の指導に当たる場合や、夜間に担当する他ユニットの入居者等の生活歴を把握する目的で、ユニットを超えた勤務を含むケア体制としてよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6 (令和6年5月17日) 問2)

(Vol. 1 (令和6年3月15日) 問96の修正)

(答)

引き続き入居者等との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務を行うことが可能である。

ユニット型個室の特別養護老人ホームにおけるユニットの共同生活室間の壁を可動式のものにすることについてどう考えるか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2 (令和6年3月19日)

(Vol. 1 (令和6年3月15日) 問97の修正))

(答)

1. ユニット型個室の特別養護老人ホームにおいては、適切なユニットケアとして、
  - ・要介護高齢者の尊厳の保持と自立支援を図る観点から、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で入居者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行うこと
  - ・小グループ（ユニット）ごとに配置された職員による、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供などが必要とされているところであり、ユニットごとに空間を区切った上で、ユニット単位でサービス提供を行うことが重視され、また、そのための介護報酬の設定もなされているものである。

2. 一方で、介護現場の生産性向上の取組によって、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等を図ることは重要であり、こうした観点から、国家戦略特別区域における実証実験の結果も踏まえれば、隣接する2つのユニットで介護ロボット等を共同で利用する場合において、入居者の処遇に配慮した上で、ユニットケアを損なわない構造の可動式の壁を、機器や職員の移動時、レクリエーションの共同実施時等に一時的に開放する運用としても差し支えないものと考えられる。

3. なお、可動式の壁を開放する運用とする場合においては、ユニットケアとしての職員の配置（※）や入居者の処遇に十分に配慮し、3つのユニット以上で運用することや、当該壁を常時開放し従来型個室のような運用がなされないよう留意すること。

（※）ユニット型個室の特別養護老人ホームにおいては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性（馴染みの関係）を重視したサービスの提供が求められている。

4. また、「ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関する Q&A について」（平成

23年12月1日付け厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課事務連絡)及び「国家戦略特別区域の指定に伴うユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例について」(平成28年3月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)を廃止する。

#### ○ 協力医療機関について

連携することが想定される医療機関として、在宅療養支援病院や地域包括ケア病棟を持つ医療機関等が挙げられているが、当該基準の届出を行う医療機関をどのように把握すればよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問124)

(答)

診療報酬における施設基準の届出受理状況については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(地方厚生局ホームページ)

以下のホームページの一覧のうち「受理番号」の欄に下記の受理番号がある医療機関が該当する医療機関となります。

在宅療養支援病院：(支援病1)、(支援病2)、(支援病3)

在宅療養支援診療所：(支援診1)、(支援診2)、(支援診3)

在宅療養後方支援病院：(在後病)

地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料)：(地包ケア1)、(地包ケア2)、  
(地包ケア3)、(地包ケア4)

- ※ 地域包括ケア病棟については、相談対応や診療を行う医療機関として、特に200床未満(主に地包ケア1及び3)の医療機関が連携の対象として想定されます。
- ※ 令和6年度診療報酬改定で新設される「地域包括医療病棟」は、地域の救急患者等を受け入れる病棟であり、高齢者施設等が平時から連携する対象としては想定されませんので、ご留意ください。

#### ■九州厚生局

<在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院>

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/index\\_00007.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html)

※各都道府県の「医科」ファイルをご参照ください。



<地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料）>

[kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/todokede\\_jiko/koumoku\\_beta.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_jiko/koumoku_beta.html)

※ 「地域包括ケア病棟入院料」の記載のあるファイルをご参照ください。



## ○ 協力医療機関について

「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保すること」とあるが、入所者の急変時には必ず協力医療機関に搬送しなければならないのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問125)

(答)

入所者の急変時等に必ず協力医療機関に搬送しなければならないということではなく、状況に応じて救急車を呼ぶなど、臨機応変に対応いただきたい。

## ○ 栄養ケア・マネジメント、栄養マネジメント強化加算

「施設サービスにおける栄養ケア・マネジメントについて」において、「管理栄養士と医師、歯科医師、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること」とされている。また、栄養マネジメント強化加算の留意事項通知においても、「医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画」となっているが、記載されている全ての職種の関与や配置は必要か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問126)

(答)

管理栄養士及びその他の必要な職種により多職種共同で栄養ケア計画の作成等の栄養管理を行う必要があるが、記載されている全ての職種の関与及び配置は必須ではない。

## ○ 協力医療機関連携加算について

協力医療機関連携加算について、入所者の病歴等の情報を共有する会議に出席するのはどんな職種を想定しているか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問127)

(答)

職種は問わないが、入所者の病歴その他健康に関する情報を協力医療機関の担当者に説明でき、急変時等における当該協力医療機関との対応を確認できる者が出席すること。

## ○ 協力医療機関連携加算について

基準省令に規定する要件全てを満たす医療機関を、協力医療機関として複数定める場合、協力医療機関連携加算の算定にあたっての定期的な会議は、当該医療機関のうち1つの医療機関と行うことで差し支えないか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和6年3月19日) 問13)

(答)

差し支えない。

## ○ 協力医療機関連携加算について

協力医療機関連携加算について、「電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えない」とあるが、随時確認できる体制とは具体的にどのような場合が該当するか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和6年3月29日) 問3)

(答)

例えば、都道府県が構築する地域医療介護総合確保基金の「ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連NW」という。）に参加し、当該介護保険施設等の医師等が記録した当該介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の情報について当該地連NWにアクセスして確認可能な場合が該当する。

この場合、当該介護保険施設等の医師等が、介護保険施設等の入所者の診療情報及び急変時の対応方針等についてそれぞれの患者について1ヶ月に1回以上記録すること。なお、入所者の状況等に変化がない場合は記録を省略しても差し支えないが、その旨を文書等により介護保険施設等から協力医療機関に、少なくとも月1回の頻度で提供すること。

## ○ 協力医療機関連携加算について

協力医療機関連携加算について、「入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合」とあるが、病歴等の情報を協力医療機関と共有することに同意が得られない者に対して算定できるか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7) (令和6年6月7日) 問1)

(答)

協力医療機関連携加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築することを目的とした体制加算であり、入所者全員について算定されるもの。なお、協力医療機関に対して病歴等の情報を共有することについて同意が得られない入所者であっても、当該入所者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう取り組むことが必要。

## ○ 退所時情報提供加算、退居時情報提供加算について

同一医療機関に入退院を繰り返す場合においても、算定可能か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和6年3月19日) 問18)

(答) 同一月に再入院する場合は算定できず、翌月に入院する場合においても前回入院時から利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できない。

## ○ 退所時情報提供加算、退居時情報提供加算について

退所時情報提供加算及び退居時情報提供加算について、医療機関の入院にあたり、退所または退居の手続きを行わない場合においても算定可能か。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和6年3月29日）問2)

(答)

算定可能。

○ 高齢者施設等感染対策向上加算（I）について

高齢者施設等感染対策向上加算（I）について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは具体的にどのようなものであるか。

また、これらのカンファレンス等はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加することでもよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問128)

(答)

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（I）の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。
  - ・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム（外来感染対策向上加算にあっては、院内感染管理者。）により、職員を対象として、定期的に行う研修
  - ・感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
  - ・地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
- ・感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前に確認の上、参加すること。
- ・また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

「第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること」とあるが、第二種協定指定医療機関である医療機関をどのように把握すればよいか。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関をどのように把握すればよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問129)

(答)

都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は令和6年4月から9月末までに行うこととされており、都道府県において、協定締結した医療機関を公表することとされている。

また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参照されたい。

(地方厚生局ホームページ)

■九州厚生局

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/index\\_00007.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html)

※ 「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。



第二種協定指定医療機関との連携について、感染症法に基づく都道府県との医療措置協定の締結は令和6年9月末までに行うこととされているが、令和6年9月末までの間は、どのような医療機関と連携すればよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問130)

(答)

令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携することでも差し支えない。

なお、令和6年10月以降については、第二種協定指定医療機関と連携することが必要であることから留意すること。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることあるが、令和7年3月31日までの間にあっては、3月31日までに研修又は訓練に参加予定であれば算定してよいか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問131）

（答）

医療機関等に研修又は訓練の実施予定日を確認し、高齢者施設等の職員の参加の可否を確認した上で令和7年3月31日までに当該研修又は訓練に参加できる目処があれば算定してよい。

## ○ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問132）

（答）

実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

- ・施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
- ・施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答
- ・個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
- ・感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答
- ・その他、施設等のニーズに応じた内容

単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について、令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業※において実施された実地研修を受けている場合は、実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定してよいか。

※ 令和3年度、令和4年度「介護サービス類型に応じた感染症対策向上による業務継続支援業務」における感染症の専門家による実地での研修、令和5年度「感染症の感染対策及び業務継続（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務」における感染症の専門家による実地での研修

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問133）

（答）

算定可能である。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。

## ○ 生産性向上推進体制加算について

加算（Ⅰ）（※100 単位/月）の算定開始に当たっては、加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入前後の状況を比較し、生産性向上の取組の成果の確認が求められているが、例えば、数年前又は新規に介護施設を開設し、開設当初より、加算（Ⅰ）の要件となる介護機器を全て導入しているような場合については、当該介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいないなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどのように考えるべきか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 5）（令和6年4月30日）問12）

（答）

介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいない場合における生産性向上の取組の成果の確認については、以下のとおり対応されたい。

### 【利用者の満足度等の評価について】

介護サービスを利用する利用者（5名程度）に、介護機器を活用することに起因する利用者の安全やケアの質の確保についてヒアリング調査等を行い（※）、その結果に基づき、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認すること。

（※）介護機器活用した介護サービスを受ける中での、利用者が感じる不安や困りごと、介護サービスを利用する中での支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリングを実施することを想定している。

また、事前調査が実施できない場合であって、ヒアリング調査等を行う場合には、別添1の利用者向け調査票による事後調査の実施は不要となる。

### 【総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の調査について】

加算（Ⅱ）の要件となる介護機器を導入した月（利用者の受入れを開始した月）を事前調査の実施時期（※）とし、介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。

（※）介護施設を新たに開設し、利用者の受入開始月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合については、利用者数の変化が一定程度落ちていたと考えられる時点を事前調査の対象月とすること。この場合、利用者数の変化が一定程度落ちていたと考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。

（例）例えば、令和6年1月に介護施設（定員50名とする）を新たに開設し、同

年1月に15人受け入れ、同年2月に15人受け入れ（合計30名）、同年3月に15人受け入れ（合計45名）、同年4月に2名受け入れ（合計47名）、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とすること。

## ○ リハビリテーション（個別機能訓練）・栄養・口腔に係る実施計画書について

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組について、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算のⅠ、理学療法の注7、作業療法の注7、言語聴覚療法の注5、個別機能訓練加算のⅢ及びリハビリテーションマネジメント加算のハにより評価されているが、当該加算を算定する場合の科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出方法如何。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 7）（令和6年6月7日）問2）

（答）

- LIFEへのデータ提出は、介護記録ソフト等を使用して作成したCSVファイルを用いたインポート機能を使用するか、LIFE上での直接入力を行うこととなる。  
なお、下記に記載の左欄の加算を算定する場合に、右欄の様式に対応するデータを提出することに留意する。

加算名	データ提出に対応する様式
リハビリテーションマネジメント加算のハ	別紙様式2-2-1及び2-2-2（リハビリテーション計画書） 別紙様式4-3-1（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例）） 別紙様式6-4（口腔機能向上サービスに関する計画書）のうち、「1 口腔の健康状態の評価・再評価（口腔に関する問題点等）」の各項目
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算のⅠ、理学療法の注7、作業療法の注7、言語聴覚療法の注5	別紙様式2-2-1及び別紙様式2-2-2（リハビリテーション計画書）別紙様式4-1-1（栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例）） 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算様式（実施計画））

個別機能訓練加算のⅢ	<p>別紙様式3－2（生活機能チェックシート）、別紙様式3－3（個別機能訓練計画書）</p> <p>別紙様式4－1－1（栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（施設）（様式例））</p> <p>「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算様式（実施計画））</p>
------------	---

- 各様式等の詳細においては、「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）利活用の手引き」を参照されたい。

#### ○ リハビリテーション（個別機能訓練）・栄養・口腔に係る実施計画書について

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式1－1、1－2、1－3及び1－4が示されたが、当該様式を用いて利用者の情報を記録した場合、科学的介護情報システム（LIFE）への入力項目との対応はどうなっているのか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 7）（令和6年6月7日）問3）

（答）

- 以下の表を参照すること。
- なお、各別紙様式とリハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔に係る各加算の様式における詳細な対照項目については別紙を参照されたい。

#### ○別紙様式1－1、別紙様式1－2（1枚目）

対応する様式	別紙様式1－1、1－2（1枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
リハビリテーション計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>「リハビリテーションが必要となった原因疾患」</li> <li>「発症日・受傷日」</li> <li>「合併症」</li> </ul>	

栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身長」</li> <li>・「体重」</li> <li>・「B M I」</li> <li>・「栄養補給法」</li> <li>・「食事の形態」</li> <li>・「とろみ」</li> <li>・「合併症」のうち「うつ病」、「認知症」、「褥瘡」</li> <li>・「症状」</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択肢に係る情報</li> </ul>	
口腔機能向上サービスに関する計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栄養補給法」</li> <li>・「食事の形態」</li> <li>・「現在の歯科受診について」</li> <li>・「義歯の使用」</li> </ul>	
	方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択肢に係る情報</li> </ul>	

○別紙様式1－1、別紙様式1－2（2枚目）

対応する様式	別紙様式1－1、別紙様式1－2（2枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
リハビリテーション計画書	評価時の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リハビリテーション」の列に示す事項</li> </ul>	※小項目「基本動作」「A D L」「I A D L」においては、各項目毎の評価を要する。
	具体的支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リハビリテーション」の列に示す事項</li> </ul>	
栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング	評価時の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栄養」の列に示す事項</li> </ul>	※小項目「3 %以上の体重減少」については、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各評価の結果を要する。
	具体的支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栄養」の列に示す事項</li> </ul>	
口腔機能向上サービスに関する計画書	評価時の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「口腔」の列に示す事項</li> </ul>	
	具体的支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「口腔」の列に示す事項</li> </ul>	

○別紙様式1-3、1-4（1枚目）※口腔・栄養は1-1、1-2と同様

対応する様式	別紙様式1-3、別紙様式1-4（1枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
個別機能訓練 計画書	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別機能訓練が必要とな った原因疾患」</li> <li>・「発症日・受傷日」</li> <li>・「合併症」</li> </ul>	

○別紙様式1-3、1-4（2枚目）※口腔・栄養は1-1、1-2と同様

対応する様式	別紙様式1-3、別紙様式1-4（1枚目）		
	大項目	中・小項目	備考
生活機能チ ェックシート	評価時の 状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別機能訓練」の列に示 す事項</li> </ul>	
個別機能訓練 計画書	具体的支 援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別機能訓練」の列に示 す事項</li> </ul>	

(別紙)

## ○ 特別通院送迎加算について

「1月につき 12 回以上、通院のため送迎を行った場合」とは往復で1回と考えてよい。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問135)

(答)

貴見のとおり。

施設の送迎車等の使用が困難な場合、介護タクシー等外部の送迎サービスを利用した場合、加算の算定のための回数に含めてよい。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問136)

(答)

施設職員が付き添った場合に限り、算定のための回数に含めてよい。

透析とあわせて他の診療科を受診した場合、加算の算定のための回数に含めてよい。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問137)

(答)

透析のための定期的な通院送迎であれば、あわせて他の診療科を受診した場合であっても、加算の算定のための回数に含めてよい。

## ○ 配置医師緊急時対応加算について

配置医師の通常の勤務時間内であるが、出張や休暇等により施設内に不在であった時間帯において、当該配置医師が対応した場合、配置医師緊急時対応加算を算定できるか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問138)

(答)

算定できない。

配置医師の所属する医療機関の他の医師が、緊急の場合に施設の求めに応じて、配置医師に代わり診療した場合、配置医師緊急時対応加算を算定できるか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問139)

(答)

算定できない。なお、配置医師の所属する保険医療機関かどうかに関わらず、緊急の場合に配置医師以外の保険医が特別養護老人ホームの入所者を診療する場合の診療の費用の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)の3の(2)を参照されたい。

※ 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月23日)」の送付についての問93は削除する。

## ○ 業務継続計画未策定減算について

業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6 (令和6年5月17日) 問7)

(Vol. 1 (令和6年3月15日) 問164の修正)

(答)

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問165)

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問166)

(答)

- ・業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

## ○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問167)

(答)

- ・減算の適用となる。
- ・なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問168)

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問169)

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

#### ○虐待防止委員会及び研修について

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問170)

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
- ・ また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。

(※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

○ 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理（Ⅱ）、排せつ支援加算について

月末よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ない等のやむを得ない場合については、当該サービスを利用開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。）の翌々月の 10 日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の 10 日までにデータ提出した場合は利用開始月より算定可能か。

（令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A （Vol. 1）（令和 6 年 3 月 15 日）問 171）

（答）

- ・ 事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月以降の月の最終週よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の 10 日までにデータ提出することが困難な場合は、当該利用者に限っては利用開始月の翌々月の 10 日までに提出することとしても差し支えないとしている。
- ・ ただし、加算の算定については LIFE へのデータ提出が要件となっているため、利用開始月の翌月の 10 日までにデータを提出していない場合は、当該利用者に限り当該月の加算の算定はできない。当該月の翌々月の 10 日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌月より算定が可能。
- ・ また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合に、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。
- ・ なお、利用開始月の翌月の 10 日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

○ 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理（Ⅱ）、排せつ支援加算について

事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の月末にサービス利用開始した利用者がおり、やむを得ず、当該利用者の当該月のデータ提出が困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。

（令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A （Vol. 1）（令和 6 年 3 月 15 日）問 172）

（答）

- ・ 原則として、事業所の利用者全員のデータ提出が求められている上記の加算について、月末にサービス利用開始した利用者がおり、やむを得ず、当該月の当該利用者に係る情報を LIFE に提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していれば算定できる。
- ・ なお、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。
- ・ ただし、上記の場合や、その他やむを得ない場合（※）を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。

(※) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)（令和3年3月26日）問16 参照。

#### ○ 介護記録ソフトの対応について

LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携により入力を行っているが、LIFEへのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後に行うこととして差し支えないか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問173)

(答)

- ・差し支えない。
- ・事業所又は施設にて使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができるようになってから、令和6年4月以降サービス提供分で提出が必要な情報について、遡って、やむを得ない事情を除き令和6年10月10日までにLIFEへ提出することが必要である。

#### ○ LIFEへの提出情報について

令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問174)

(答)

- ・令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・令和6年6月施行のサービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式の提出情報の共通する部分を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。
- ・各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日）を参照されたい。

#### ○ 科学的介護推進体制加算について

科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7 (令和6年6月7日))

(Vol. 1 (令和6年3月15日) 問175の修正)

(答)

- ・科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6

年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。

- ・例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

#### ○ ADL 維持等加算について

ADL 維持等加算（II）について、ADL 利得が「2以上」から「3以上」へ見直されたこととなったが、令和6年3月以前に評価対象期間の届出を行っている場合であっても、ADL 維持等加算（II）の算定には ADL 利得3以上である必要があるか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問176)  
(答)

令和5年4月以降が評価対象期間の始期となっている場合は、ADL 利得が3以上の場合に、ADL 維持等加算（II）を算定することができる。

#### ○ 排せつ支援加算全般について

排尿又は排便状態が一部介助から見守り等に変わった場合は、排せつの状態の改善と評価してよいか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問177)  
(答)

- ・よい。
- ・なお、見守り等については、様式に記載されている「評価時点の排せつの状態」の項目において、「見守りや声かけ等のみで『排尿・排便』が可能」で「はい」が選択されている場合、見守り等とみなす。

#### ○ 介護報酬改定の施行時期について

令和6年度介護報酬改定において、

- ・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションに係る見直しは令和6年6月施行
- ・その他のサービスに係る見直しは令和6年4月施行
- ・処遇改善加算の一本化等（加算率引き上げ含む）はサービス一律で令和6年6月施行とされたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問181)  
(答)

本来、改定に伴う重要事項（料金等）の変更については、変更前に説明していただくことが望ましいが、4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合、4月1日以降速やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得ることとしても差し支えない。6月施行の見直し事項については、5月末日までに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得る必要がある。

なお、その際、事前に6月以降分の体制等状況一覧表を自治体に届け出た介護事業者においては、4月施行の見直し事項と6月施行の見直し事項の説明を1回で纏めて行うといった柔軟な取扱いを行って差し支えない。また、5月末日までの間に新たにサービスの利用を開始する利用者については、サービス利用開始時の重要事項説明時に、6月施行の見直し事項について併せて説明しても差し支えない。

4月施行サービス（右記以外）と6月施行サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション）の両方を提供している介護事業者は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の届出を別々に行う必要があるのか。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問182）  
(答)

事業者の判断で、4月以降分を提出する際に6月以降分も併せて提出することとしても差し支えない。

## ○ 管理者の責務

管理者に求められる具体的な役割は何か。

（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）問184）  
(答)

・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号）等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。

具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。

### 《参考》

・「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」（抄）

（令和元年度老人保健健康増進等事業「介護事業所・施設における管理者業務のあり方とサービス提供マネジメントに関する調査研究」（一般社団法人シルバーサービス振興会））

### 第1章 第2節 管理者の役割

1. 管理者の位置づけ及び役割の重要性
2. 利用者との関係
3. 介護にともなう民法上の責任関係
4. 事業所・施設の考える介護職員のキャリアイメージの共有
5. 理念やビジョン、組織の方針や事業計画・目標の明確化及び職員への周知
6. 事業計画と予算書の策定
7. 経営視点から見た事業展開と、業績向上に向けたマネジメント
8. 記録・報告や面談等を通じた介護職員同士、管理者との情報共有

## 6 運営指導等における 主な不適正事例等について

## 運営指導等における主な不適正事例等

### 1 人員に関する基準

#### ○夜勤職員について

(事例) 平成 25 年度の夜勤職員の基準が 3 人以上の場合において、平成 25 年 5 月の夜勤職員が 2 人であった日が発生していた。

夜勤を行う介護職員又は看護職員は、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）」により、定められている。

なお、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない事態が、以下のように発生した場合は、その翌月のすべての入所者等について基本単位数が 100 分の 97 に減算される。

- ① 夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するもの）において、2 日以上連続して発生した場合
- ② 夜勤時間帯において、4 日以上発生した場合

#### ○機能訓練指導員について

(事例) 曆月において、機能訓練指導員を配置していなかった。

機能訓練指導員は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）」により、1 以上配置するよう定められている。

なお、機能訓練指導員は、同一の指定介護老人福祉施設における他の職務に従事することができる。

#### ○介護職員について

(事例) 介護職員の配置について、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させないといけないが、夜間の時間帯に何日か配置できていなかった。

介護職員について、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の介護職員を配置すること。

なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むこと。

○介護支援専門員について

(事例) 曆月において、介護支援専門員を配置していなかった。

介護支援専門員は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」により、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）配置するように定められている。

1人以上の配置を満たしていない場合、人員基準欠如開始月の翌々月から解消月まで減算となる。（ただし、翌月の末日に人員基準を満たすようになっていれば減算は行われない。）

○常勤換算方法について

(事例) 看護職員の常勤換算の勤務延時間数に、非常勤の従業者の休暇や出張時間を含めて計算しており、その結果、入所者数に応じた看護職員の配置基準を満たしていなかった。

非常勤の従業者の休暇や出張の時間は、サービス提供時間に従事する時間とはいえないでの、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

○ユニットリーダーについて（ユニット型のみ）

(事例) AユニットのユニットリーダーがBユニットのユニットリーダーを兼務しており、2つのユニットに1人のユニットリーダーしか配置していない。

ユニットリーダーは、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」により、ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置するように定められている。

## 2 介護報酬関係

○日常生活継続支援加算について

(事例ア) 日常生活継続支援加算について、併設している短期入所生活介護事業所の利用者を含めて算定していた。

当該加算は介護老人福祉施設独自の加算であるため、併設又は空床利用型の別を問わず、短期入所生活介護の利用者は含まず、本体施設である介護老人福祉施設の入所者数のみで算定する。

**(事例イ)** 加算要件を満たすことを確認した書類を残していなかった。

日常生活継続支援加算の算定に当たっては、毎月、入所者と介護福祉士の直近3月の割合が要件を満たす必要があるので、当該要件を満たすことを確認した記録を残すこと。

なお、平成27年度の報酬改定に伴い、要件ごとに割合の算定期間は異なるが、毎月、所定の割合以上の要件を満たしているか確認した記録を残すこと。

#### ○看護体制加算について

**(事例)** 併設の指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置していないかった。

指定短期入所生活介護が併設する場合、看護体制加算（I）については、指定短期入所生活介護事業所とは別に1名以上の常勤の看護師を配置すること。看護体制加算（II）については、指定短期入所生活介護とは別に常勤換算方法で、看護職員を入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上とすること。

（看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合には、当該機能訓練指導員の勤務時間（常勤換算数）は除すること。）

#### ○夜勤職員配置加算について

**(事例)** 每月の1日平均夜勤者数を明らかにする記録を残していなかった。

夜勤職員配置加算の算定にあたっては、毎月の1日平均夜勤者数を明らかにする記録を残し、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っていることを確認すること。

※ 1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

#### ○個別機能訓練加算について

**(事例ア)** 個別機能訓練計画について

- ・ 多職種共同で計画を作成したことが確認できなかった。
- ・ 実施時間が記載されていなかった。
- ・ 個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等が行われていなかった。

個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談

員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について、評価を行うこと。

(事例イ) 個別機能訓練に関する記録が不十分であった。

個別機能訓練に関する記録には、実施した訓練の内容、実施時間、担当者（実施者）を記載すること。また、当該記録は、常に当該施設の個別訓練の従事者において利用者ごとに保管し、閲覧できるようにすること。

なお、個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上は、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、その記録をすること。

(事例ウ) 個別機能訓練計画における訓練期間外についても算定していた。

個別機能訓練加算は、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定するため、当該計画書における訓練期間外については算定することができない。

(過誤の例) 平成23年7月22日入所

個別機能訓練計画：初回作成日 平成23年7月29日

説明日 平成23年7月30日

訓練期間 平成23年8月1日から平成23年10月31日まで

個別機能訓練加算：平成23年7月・・・10日分

(正) 個別機能訓練加算：算定できない。

○個別機能訓練加算（II）について

(事例エ) L I F Eへの提出情報について、一部項目の提出漏れがあった。

L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。

○初期加算について

(事例) 平成23年7月17日から22日まで（6日間）短期入所生活介護を利用した者が、同月23日から施設に入所した。

併設又は空床利用の短期入所生活介護（介護保険対象の利用を含む。以下、同じ。）を利用していた者が、日を空けることなく引き続き施設に入所した場合（短期入所から退所した翌日に施設に入所した場合を含む。）は、初期加算は30日から入所直前の短期入所生活介護の入所利用日数を控除した日数に限り算定できる。

（過誤の例） 30日分の加算を算定。

7月・・・9日分。8月・・・21日分。（利用日数の控除なし）

（正） 7月・・・9日分。8月・・・15日分。（30日分－6日 計24日）

#### ○口腔衛生管理加算について

**（事例ア）** 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行っていないにも関わらず、加算を算定していた。

（過誤の例） 口腔衛生等の管理が行われていた入所者が月の途中に退所したため、月に1回のみの口腔衛生等の管理の実施となっていたが、口腔衛生管理加算を算定。

（正） 算定できない。

**（事例イ）** 入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていなかった。

口腔衛生管理加算の算定にあたっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言又は指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成する必要がある。

**（事例ウ）** 同一日の午前と午後のそれぞれで口腔ケアを行っていたが、2回分の実施していた。

口腔衛生管理加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して、口腔ケアを月2回以上行った場合に算定できるが、同一日の午前と午後それぞれで口腔ケアを行った場合は、1回分の実施となる。

#### ○療養食加算について

**（事例）** 心臓疾患等に対して、塩分総量6.0g以上で提供している日があった。

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて日々の塩分総量6.0g未満での提供としなければならない。なお、療養食として減塩食を提供する場合は、食事せんの指示に従って提供する必要がある。

(過誤の例) 狹心症に対し減塩食の提供

食事せんの指示：平成 23 年 3 月 1 日から塩分量 6.0 g 未満

平成 24 年 9 月の減塩食の献立における塩分量が 6.0 g 以上日の日数：2 日

療養食加算の算定：平成 24 年 9 月：30 日分

(正) 療養食加算の算定：平成 24 年 9 月：28 日分

○看取り介護加算について

(事例ア) 看取り介護加算については、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がないと診断した者が算定の要件とされているが、この要件に該当することが確認できない。また、診断日及び診断した医師名が確認できなかった。

看取り介護加算は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がないと診断した入所者について、看取り介護を行った場合に算定できることから、入所者が医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がないと診断されていることが確認できるようにすること。

(事例イ) 看取りに関する指針について、入所者等への情報提供及び意思確認の方法や家族への心理的支援に関する考え方について盛り込まれておらず、指針の内容として不十分であった。

看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目に漏れがないようにすること。

(事例ウ) 入所者等への説明の際、その理解を助けるため、入所者に関する記録を活用した説明資料の写しを提供していなかった。

説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。

○褥瘡マネジメント加算について

(事例) 初回の同意以降、褥瘡ケア計画について利用者の同意を得たことが確認できなかった。

褥瘡マネジメント加算の算定にあたっては、入所者ごとに褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、少なくとも3月に1回評価するとともに、その確認及び評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

また、確認の結果、褥瘡が認められ、又は評価の結果、褥瘡の発生するリスクがあるとされる入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を見直し、作成した褥瘡ケア計画について利用者の同意を得ること。

○サービス提供体制強化加算について

(事例) 加算要件を満たすことを確認した書類を残していなかった。

サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の職員の割合の平均が要件を満たす必要があるため、当該要件を満たすことを確認した記録を残すこと。

○身体拘束廃止未実施減算について

(事例) 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催せず、研修を定期的（年2回以上）実施していなかった。

施設が以下に掲げるアからエまでの措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について減算となる。

ア 施設が緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

イ 身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

エ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施し、職員の新規採用時においても必ず研修を実施すること。

## ○入院・外泊の取扱いについて

(事例) 入所者の入院時に当該入所者のベッドを短期入所生活介護に活用した場合、当該入所者の費用を算定していた。

入所者の入院又は外泊の期間中に、当該入所者の同意を得て、当該入所者が使用していたベッドを短期入所生活介護に活用する場合、活用初日から、当該入所者に係る入院又は外泊時の費用を算定できない。

- (過誤の例) Aさん：平成23年8月3日から同年9月26日まで入院  
Bさん：平成23年8月9日から同月11日まで、Aさんのベッドを利用して、短期入所生活介護を利用  
Aさんの入院時の費用の算定：平成23年8月・・6日分（8月4日から9日まで）  
(正) Aさんの入院時の費用の算定：5日分（8月4日から8日まで）

## 3 運営基準について

### ○身体拘束について

(事例ア) 身体拘束の実施にあたって、手続きがされていなかった。

身体拘束は、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」に例外的に認められているため、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならないおそれのある入所者がいる場合は、施設長及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」で事前に検討すること。なお、その記録は必ず残すこと。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、家族から同意を得ることが必要である。また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を必ず記録しなければならない。

なお、身体拘束を継続する必要があると判断される場合も、改めて身体的拘束適正化検討委員会において再検討すること。

(事例イ) 身体的拘束等の適正化のための指針（改善計画）が作成されていなかった。

「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」（平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護保険施設等全体が計画的に取り組んでいく観点から、施設等内に設置した、「身体的拘束適正化検討委員会」などで身体的拘束等の適正化の

ための指針（改善計画）を作成する必要がある。

なお、この計画には、施設等内の推進体制、介護の提供体制の見直し、「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き、施設の設備等の改善、施設等の職員その他の関係者の意識啓発のための取組み、利用者の家族への十分な説明といった身体拘束等の適正化の取組み全般を網羅するとともに、期限を定めて身体拘束廃止に向けての数値目標を設定すること。

【身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき項目】

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

○高齢者虐待防止について

**(事例)** 高齢者虐待防止に向けた取り組みが不十分であった。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、高齢者虐待の防止等のための措置として、職員に対する定期的な研修の実施、高齢者虐待の防止のための指針及びマニュアル、職員セルフチェックリスト等の整備を行うこと。

また、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 当該施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- エ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○介護職員等による喀痰吸引等（特定行為）について

**(事例)** 夜間に介護職員が口腔内のたん吸引をしていた。

介護職員が喀痰吸引等（特定行為）を行う場合には、次のいずれの要件も満たす必要

がある。

- ア 咳痰吸引等（特定行為）を介護職員が実施する場合には、喀痰吸引等（特定行為）ができる認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた従事者が所属しており、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等の一定の条件を満たしているとして、事業者（施設、事業所）ごとに県の登録を受けた「登録喀痰吸引等（特定行為）事業者」であること。
- イ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号）及び「社会福祉士法及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号平成 23 年 6 月 22 日一部改正）に基づき、たん吸引等に従事する職員を県に認定させ、施設（事業所）の登録を行うこと。

○運営規程について

（事例）運営規程において、自己負担額が 3 割の場合の利用料が定められていなかった。

自己負担額 1 割・2 割の利用料のみならず、3 割の場合の利用料も定め、入所者等に誤解を生じさせることがないようすること。

○事故発生防止について

（事例ア）事故発生防止に向けた取り組みが不十分であった。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）に基づき、事故発生防止のための指針を整備すること。

また、発生した事故又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、事故防止検討委員会において、その原因の分析を通じた改善策を検討すること。

報告された事例及び分析結果並びに改善策は、従業者に対して周知徹底すること。併せて、事故発生防止の指針に基づき、職員に対し年 2 回以上研修を実施するとともに、新規採用者についても実施し、その記録に残すこと。

上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事例イ）ヒヤリ・ハットの報告書が作成されていなかった。

介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合は、ヒヤリ・ハットの報告書を作成するとともに、同報告書を活用して施設内で発生した事故及びヒヤリ・

ハットの事例について事故防止検討委員会で状況分析を行い、以後の事故発生の防止に努めること。

(事例ウ) サービス提供中に発生した事故について、保険者（市町村）に報告していないかった。

事故が発生した場合は、「介護サービス事故に係る報告要領」に基づき、保険者（市町村）に事故報告を行うとともに、入所者の家族等に連絡を行うこと。

#### ○衛生管理について

(事例ア) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」が定期的に開催されていなかった。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）に基づき、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」は、おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底すること。

(事例イ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に向けた取り組みが不十分であった。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）に基づき、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に基づき、職員に対し年 2 回以上研修を実施するとともに、新規採用者についても実施し、その記録に残すこと。

(事例ウ) 衛生上必要な措置が講じられていなかった。

- ・ 清潔であるべき物品（未使用のおむつ等）が、不潔なもの（廃棄するおむつ等）と同じ部屋で保管されていた。または、汚物処理室で保管されていた。
- ・ 歯ブラシの先が、他の利用者の歯ブラシと接触していた。

衛生上必要な措置を講じること。

## ○褥瘡について

(事例) 施設内での褥瘡の発生予防についての取り組みが不十分であった。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 39 号）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）に基づき、褥瘡対策のための指針を整備し、日常生活自立度が低いハイリスク者に対して褥瘡予防のための計画を作成すること。

また、褥瘡発生者やハイリスク者に対して行っている具体的ケア（体位交換等）の実施記録を残し、評価を行うなど褥瘡発生の予防に努めること。

## ○入所者処遇について

(事例ア) 入所検討委員会が施設関係者のみで構成されていた。

入所検討委員会は、「福岡県指定介護老人福祉施設等入所指針（※）」（平成 27 年 4 月 1 日）に基づき、施設職員のみならず施設外の第三者を含めて構成すること。なお、施設外の第三者は、理事（親族を含む）、施設職員等法人又は施設と利害関係があると認められる者を除く適格者を選任すること。

※政令市、久留米市では名称が異なる。

(事例イ) 入所検討委員会が作成した入所優先順位名簿によらず、入所優先順位を変更しているが、委員会に報告をしていなかった。

入所検討委員会は、「福岡県指定介護老人福祉施設等入所指針（※）」（平成 27 年 4 月 1 日）に基づき、入所優先順位名簿作成のタイミング（4 月、10 月）に施設において開催されているが、入所希望者の状況に変化があり、名簿の優先順位が変更となることがある。この場合は、適正な処理を担保するために、次回の委員会で報告し、承認を得る必要がある。

※政令市、久留米市では名称が異なる。

## ○苦情解決について

(事例ア) 苦情解決の第三者委員に施設関係者が就任していた。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日老発第 514 号）に基づき、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員には、理事（親

族を含む)、施設職員等法人又は施設と利害関係があると認められる者を除く適格者を選任すること。

(事例イ) 重要事項を記した文書(重要事項説明書)に、苦情解決責任者及び第三者委員の氏名及び連絡先の記載がなかった。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日老発第514号)に基づき、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名・連絡先等を周知することとなっているため、重要事項説明書にも記載をする必要がある。

#### ○施設サービス計画の作成について

(事例ア) 入所者が要介護更新認定を受けた際に、サービス担当者会議を開催していない。または、医師等の専門的な見地からの意見を確認していなかった。

計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定を受けた場合及び要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(事例イ) 施設サービス計画書の内容が画一的になっていた。

施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要であることから、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとすること。

#### ○給食について

(事例ア) 検食について、入所者の食事時間後に実施していた。

検食は、食中毒、異物混入等の予防のため入所者への食事提供前に実施すること。

また、給食内容を客観的に評価・判断するため、調理業務従事者以外の職員が実施すること。

(事例イ) 調理業務従事者の細菌検査を就業後に実施していた。

調理業務従事者は、臨時職員や調理業務委託業者を含めて、就業前に細菌検査を実施し、その後は定期的な健康診断及び月に1回以上の細菌検査を実施すること。

(事例ウ) 給食会議が定期的に開催されていなかった。

給食会議は定期的に開催し、給食サービスの向上に努めること。また、給食サービスの総合的見地からの意見交換の場となるように、施設長も給食会議に参加すること。

(事例エ) 検食簿の記載もれ（検食時刻・所見欄）が散見された。

検食は、衛生面や嗜好面から食事を検査するために食事提供前に実施する必要があり、検食簿に実施時間を記載すること。また、所見欄については、給食サービスの向上に資する具体的な内容を記載すること。

#### 4 災害対策について

(事例) 風水害、地震等に対応した防災計画を策定していなかった。

火災のほか、風水害、地震等、災害事象ごとに「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」を参考にして、防災計画を作成するとともに、実践的な訓練を実施すること。

#### 5 入所者預り金・遺留金品

(事例ア) 施設が預かって本人に代わり管理している預金口座から、家族がキャッシュカードを利用して預金を引き出していた。

施設が預かっている利用者の預金口座のキャッシュカードを家族が所持している状況は、施設が責任をもって入所者の資産を管理できる体制になっているとは言い難いため、キャッシュカードを使用できなくなるか、当該預貯金を家族が管理するなど、本人及び家族を含めて対応策を検討すること。

(事例イ) 入所者全員から預り金を預かっていた。

利用者の金品等は、入所者本人又は家族による管理が原則であるため、真に必要な預り金であるか検討すること。また、やむを得ないと判断し、管理する場合でも、特別の理由を除き、真に必要な最低限（日常生活上必要となる最低限の金額）の範囲内に留めることが望ましい。

**(事例ウ) 入所者から保管依頼のあった金品等について、預り証を発行していなかった。**

保管の依頼のあった金品等については、保管内容及び入出金の委任事項を明示した保管依頼書を受理し、依頼のあった金品等を預り証にすべて記載のうえ、入所者又はその家族に発行すること。

**(事例エ) 入所者から預かっている通帳と印鑑について、1人の職員が管理していた。**

入所者の通帳と印鑑の保管者については、適切な内部けん制が機能するように別々の職員とすること。また、保管場所についても、施錠可能な別々の場所で保管すること。

また、適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に見える体制で出納事務を行うこと（入出金時における複数職員の立会など）。

**(事例オ) 入所者からの入金依頼において、入金依頼書を徴していなかった。**

入所者、家族からの入金の依頼があった場合においては、入金依頼書を徴し、領収書を発行するなど、適正な出納管理を行うこと。

**(事例カ) 預り金管理規程に、退去時及び解約時の手続きの記載がなかった。**

入所者・施設間におけるトラブル回避等のため、預り金管理規程には、退去時及び解約時の手続きについて記載し、事前に入所者、及び家族等へ説明し、了解を得ておくことが望ましい。

**(事例キ) 遺留金品の記録及び保管が不十分であった。**

遺留金品の記録においては、通帳の写し及び入所者の出納（預り金管理）台帳を保存

すること。また、処理状況についてもケース記録等に記録を残すこと。

(事例ク) 遺留金品の受け渡しについて、預貯金通帳が解約されていた。

入所者が死亡した場合は、預貯金通帳は解約せずに身元引受人に引き渡すこと。

なお、入所者の死亡後に取引がある場合は、身元引受人の了解を得ていることを明確にし、その内容を記録すること。

## 6 設備について

(事例ア) レジオネラ症の防止対策が不十分であった。

浴槽水については、以下のレジオネラ症の防止対策を行い、記録に残すこと。

- ① 浴槽水は、少なくとも1年に1回以上、水質検査を行うこと。ただし、循環している浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合などは、年に2回以上の水質検査を行うこと。
- ② 循環ろ過装置は、1週間に1回以上の消毒を実施すること。
- ③ ろ過器の前に設置するヘアキャッチャー（集毛器）は、ぬめりが残らないように毎日清掃をすること。
- ④ 浴槽水は、満杯の状態を保ち、溢水させ、清潔に保つこと。
- ⑤ 循環している浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して記録し、 $0.4\text{mg}/\ell$ 程度に保ち、かつ、最大で $1.0\text{mg}/\ell$ を超えないよう努めること。
- ⑥ 循環している浴槽は1週間に1回以上、定期的に完全換水を行うこと。
- ⑦ 循環ろ過装置の直前に塩素剤を投入すること。

(事例イ) 貯水槽の清掃及び検査を実施していなかった。

貯水槽の清掃及び水質検査は、年1回以上実施すること。なお、就業前及び調理作業終了後に遊離残留塩素が $0.1\text{mg}/\ell$ 以上であることを毎日検査し、記録すること。

(事例ウ) 入所者に処方される薬の保管場所が施錠されていなかった。

誤飲や誤食の防止及び紛失等の事故防止の観点から、薬品を保管する医務室などで職員が不在になる際は、必ず施錠すること、または、施錠できる保管庫等での管理を検討すること。

**(事例エ)** 誤って入所者が入室する可能性のある場所について、施錠されていなかった。

誤って入所者が入室する可能性のある場所（リネン庫、汚物処理室、倉庫等）については、誤飲や誤食の防止、防災の観点から、施錠等の措置を検討すること。

**(事例オ)** 施設内に防犯カメラを設置し、入所者の安全確認のため、居室の入口周辺を映していた。

施設内にカメラを設置する場合は、カメラの設置及び運用に関する規程を作成するなど、カメラの設置台数などを明らかにしたうえ、入所者のプライバシーに配慮した設置箇所の検討を行うこと。

**(事例カ)** 居室内のオムツ交換の様子が廊下から見えていた。

施設において、高齢者の「尊厳の保持」は最重要事項であり、入所者のプライバシー保護の観点から入口にはカーテンをつける等の対応を検討すること。

## 7 会計について

**【事例ア】** 経理規程に規定する随意契約の限度額を超える金額の契約について、随意契約を締結しているが、その理由が明確にされていなかった。

経理規程に規定する随意契約によることができる場合以外の契約については、競争入札に付する必要がある。なお、経理規程に基づき、随意契約を行う場合は、伺書等にその理由及び経理規程の該当条文を記載し、決定権者の決裁を受ける必要がある。

※ 入札契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号)も参考とすること。

**【事例イ】** 100万円を超える契約の締結に当たり、契約書を作成していなかった。

経理規程に基づき、工事、委託、物品購入等にかかる契約については、契約金額が100万円を超える契約については、契約書を作成すること。

なお、契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限その他経理規程に定める事項を記載すること。

**【事例ウ】** 契約書の作成を省略する場合に、請書を徴していなかった。

「経理規程」に基づき、契約金額が100万円を超えない契約で、契約書の作成を省略する場合は、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書を徴すること。

**【事例エ】** 競争入札の実施に当たり、予定価格が定められていなかった。

予定価格は、施設が契約を締結する際の契約金額を決定する基準とするものであり、競争の公正性を担保しようとするものであるため、秘密の保持について特別の配慮をするものであること。また、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に従い、工事等の入札においてあらかじめ定める予定価格については、予定価格調書を作成し、金額の末尾に理事長印を押印の上、封筒に密封して、入札当日まで金庫等で保管すること。

**【事例オ】** 資金の繰入れについて、繰入れ制限事項を守っていなかった。

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）に基づき、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該特別養護老人ホーム（指定介護老人ホーム）経理区分の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内で、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても、差し支えない。

**【事例カ】** 寄附申込書に基づいて適正に収入計上していなかった。

寄附の受入にあたっては、寄附者の意思を確認のうえ、寄附申込書に基づき、寄附目的に沿ったサービス区分に収入計上すること。

**【事例キ】**仕訳伝票において、会計責任者の承認印がなかった。

「経理規程」に基づき、仕訳伝票については、会計責任者の承認（承認印）を受けること。

## 8 介護老人福祉施設における身元保証人等の取扱いについて

介護老人福祉施設において、身元保証人等がいないと入所を認めないとされた施設があった。

基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入所希望者に身元保証人等がいないことは、入所を拒否する正当な理由には該当しない。

身元保証人等がないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行わないこと。

## 9 酸素配管設備の充実及び人材の育成について

現状の介護老人福祉施設においては、酸素治療を必要とする方のために、医療機関のように居室に酸素の配管を整備している施設はごく一部であった。

在宅酸素治療を行っている方の多くは、小型の酸素濃縮器や携帯用酸素ボンベを利用していますが、今後施設への入所が必要な方が増えることが見込まれます。このような中、施設の居室に酸素の配管を整備している施設はごく一部です。酸素の配管設備は、設備基準上、義務付けられていませんが、酸素の配管設備の整備の検討をお願いします。

また、在宅酸素治療を行っている方を受け入れる場合には、酸素の投与方法、機器の使用方法、日常生活上の注意事項等について、利用者や家族、主治医等から十分説明を受けるなど、酸素治療を必要な方が安心して施設を利用できるよう、事故防止にご留意お願いします。

## 7 介護保険関連情報の ホームページアドレスについて

## 介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報をお確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

### (1) 厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### (2) 厚生労働省 介護保険最新情報

厚生労働省が発出している介護保険の最新情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html)

### (3) 介護サービス関係Q&A

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/index.html)

### (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

### (5) 「医療保険と介護保険に給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に 関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001252048.pdf>

## 8 そ の 他

## 福岡県指定介護老人福祉施設等入所指針

### 1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所の必要性の高い者の円滑な入所を図ることを目的とする。

### 2 入所対象者

- (1) 入所対象者は、介護保険法第 14 条に規定する介護認定審査会において認定された要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までの者（以下「要介護 3 以上の者」という。）及び要介護 1 又は要介護 2 の者であって、やむを得ない事由があることにより特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の事情を考慮すること。
- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
  - イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

### 3 入所申込みの方法及び状況把握

入所申込みの方法及び状況把握については、次のとおりとする。

- (1) 施設への入所申込みは、入所申込書（様式 1）により行うものとする。
- (2) 施設は、入所申込みがあった場合には、当該申込者の状況を面談等の方法により把握し、調査票（様式 2）を作成する。
- (3) 施設は、要介護 1 又は要介護 2 の者から入所申込みがあった場合には、

次のとおり対応する。

ア 入所申込書(様式1)裏面の特例入所の要件を申込者側に丁寧に説明し、申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。

イ 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いはしないこと。

ウ 入所判定が行われるまでの間に施設と介護保険の保険者である市町村等(以下「市町村(保険者)」という。)との間で情報の共有等を行うこと。

エ 当該申込者が特例入所対象者に該当するか否かを施設が判断するに当たって、入所申込書(様式1)の写しを添付した特例入所申込受付報告書(様式3)により、市町村(保険者)にその状況を報告し、意見を求めること。

(4) 施設は、下記4の入所検討委員会において、特例入所対象者の入所の必要性の高さを判断するに当たって、特例入所意見照会書(様式4)等により、市町村(保険者)に意見を求める。

#### 4 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定等に係る事務を処理するため、入所に関する検討のための委員会(以下「入所検討委員会」という。)を設置しなければならない。

(2) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員と施設外の第三者で構成するものとする。

(3) 入所検討委員会は、別紙入所評価基準に基づき、次のとおり入所申込者(要介護3以上の者及び特例入所対象者である者に限る。以下同じ。)の入所の必要性の評価を行い、評価合計点数の高い順に、入所申込者の優先順位を決定し、入所優先順位名簿(様式6。以下「名簿」という。)を作成する。

なお、特例入所対象者の入所の必要性については、上記3(4)の市町村(保険者)の意見を踏まえて評価を行う。

##### ア 入所の必要性の評価

評価は次の項目ごとに点数化し、評価票(様式5)により整理する。

(ア) 本人の状況

(イ) 介護サービス等の利用状況

(ウ) 介護者等の状況

(エ) 特記事項

##### イ 名簿の作成

名簿は、毎年4月1日及び10月1日現在で作成する。

なお、入所検討委員会が必要と認めた場合は、年3回以上作成することができる。

#### ウ 入所申込者の把握

名簿の作成に当たっては、全ての入所申込者について、調査票（様式2）の新たな作成や上記3（4）の市町村（保険者）の意見を新たに求ることなどにより、入所申込者の入所の必要性や申込みの意思を正確に把握する。

#### エ 入所の必要性等がない場合の取扱い

死亡、他施設への入所等により、明らかに入所の必要性等がない場合は、その理由を調査票（様式2）に記録するとともに、入所申込者及びその家族等に連絡し、評価票（様式5）の作成及び名簿への記載は行わない。

- （4）施設は、入所検討委員会の審議の内容を議事録としてまとめ、これを5年間保管しなければならない。

また、市町村（保険者）又は県から求めがあった場合には、当該議事録を提出しなければならない。

- （5）入所検討委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も、同様とする。

### 5 入所者の決定

- （1）施設は、入所検討委員会が作成した名簿により入所者を決定する。

- （2）施設は、入所を希望する者等が次のいずれかに該当する場合は、入所検討委員会が作成した名簿によらず、入所者を決定することができる。

#### ア 緊急の場合

（ア）介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要する場合

（イ）災害時

（ウ）在宅復帰又は長期入院をした者について再入所が必要と認められる場合

（エ）その他特段の緊急性が認められる場合

#### イ 措置の場合

老人福祉法第11条第1項の規定に基づく措置の委託による場合

- （3）施設は、次の事情がある場合は、入所優先順位を変更することができる。

なお、変更した場合は、次回の入所検討委員会に報告し、承認を得なければならない。

ア 多床室において性別により入所が困難な場合

イ 入所申込者の希望する定員の居室に入所できない場合

ウ その他適切な処遇の確保ができないおそれのある場合

(4) 入所申込者が自己都合（入院等やむを得ない場合を除く。）により入所を辞退した場合は、当該入所申込者を名簿から削除する。

なお、名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続を行わなければならない。

## 6 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した要介護 3 以上の者が要介護 1 又は要介護 2 となった場合

(1) 施設は、特例入所の必要性の高さを判断するに当たって、入所継続意見照会書（様式 7）により、市町村（保険者）に意見を求める。

(2) 施設は、市町村（保険者）の意見を踏まえ、特例入所による入所の継続が必要と判断した場合、入所の継続を決定することができる。

## 7 適正運用

(1) 施設は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2) 施設は、入所申込者及びその家族等に対して、入所申込者の優先順位の決定方法等を十分に説明しなければならない。

(3) 施設は、要介護 1 又は要介護 2 の者から入所申込みがあった場合には、当該入所申込者及びその家族等に対して、特例入所の要件等を十分に説明しなければならない。

(4) 施設は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した要介護 3 以上の者及びその家族等に対して、要介護 1 又は要介護 2 となった場合の特例入所による入所の継続の要件等を十分に説明しなければならない。

(5) 県、市町村（保険者）及び措置の実施者である市町村は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

## 8 その他

(1) 市町村（保険者）及び関係団体において、当該市町村（保険者）の区域に所在する施設への入所に関する具体的な指針の作成について、独自の取組がある場合は、これを尊重する。

(2) この指針は、必要に応じて見直すものとし、その場合、県は、福岡県老人福祉施設協議会と協議した上で、市町村（保険者）の意見を聴くものとする。

(3) この指針は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

## 入所申込書

申込年月日	年　月　日	受付番号	※施設記入					
入 所 申 込 者	フリガナ	□ 明治 □ 大正 □ 昭和 年　月　日(　歳)			性別	□ 男 □ 女		
	氏名							
	住所	〒 ( - )			連絡先	( )		
	介護保険 情報	介護認定	□ 濟 □ 申請(更新・変更)中		要介護度	□ 要1 □ 要2 □ 要3 □ 要4 □ 要5		
		保険者番号			被保険者番号			
		認定有効期間	年　月　日		～	年　月　日		
	現在の 住居	□ 自宅 □ 養護老人ホーム □ 軽費老人ホーム □ 有料老人ホーム □ サービス付き高齢者向け住宅 □ 特別養護老人ホーム □ 介護老人保健施設 □ グループホーム □ 病院・有床診療所・介護療養型医療施設 □ その他 ( )						
		年　月頃より		施設名等【】				
		フリガナ	続柄		備考			
氏名								
住所	〒 ( - )			連絡先	( )			
家族 ・ 申 込 者	フリガナ	続柄		連絡先		( )		
	氏名							
	フリガナ	続柄		連絡先		( )		
	氏名							
居 宅 事 業 介 護 者 支 援	事業所名	フリガナ						
	連絡先	( )	備考					
他 施 設 の 申 込 状 況	施設名 1			申込	□ 予定	□ 濟	(申込時期 年　月頃)	
	施設名 2			申込	□ 予定	□ 濟	(申込時期 年　月頃)	
	施設名 3			申込	□ 予定	□ 濟	(申込時期 年　月頃)	
入所希望時期	□ 今すぐ入所したい □ 年　月頃入所したい							

## 【特例入所に関する事項】

「要介護 1」又は「要介護 2」の場合は、該当する項目にチェックしてください。

- 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
- その他（内容を具体的に記入してください。）

## 【説明確認及び同意欄】

次の事項について施設から説明を受けました。

- ① 入所申込から契約までに必要な手続及び入所にあたっての注意事項。
- ② 入所申込者の入所優先順位決定方法。
- ③ 申込書の内容に変化があった場合は、施設に連絡すること。
- ④ 要介護 3 以上及び、やむを得ない事由がある要介護 1、2 のみが入所できること。

次の事項について同意します。

- ① 入所が可能になったにもかかわらず、自己都合により入所を辞退した場合に、入所優先順位名簿から削除されること。
- ② 入所申込後の入所の意思確認に応じられなかった場合に、入所優先順位名簿から削除されること。
- ③ 優先入所制度の適正な運用及び入所申込状況の把握等のために、この申込書及び調査票の内容を行政機関等の求めに応じて提供すること。
- ④ 上記に記入している申込み済（予定）の施設間において、この申込書の内容及び調査票の内容を相互に提供すること。

年　　月　　日　　氏名

(記名押印又は署名)

続柄（　　）

## 【施設記入欄】

受付年月日	年　月　日				
受付担当者名		職　種	<input type="checkbox"/> 施設長	<input type="checkbox"/> 相談員	<input type="checkbox"/> ケアマネ <input type="checkbox"/> その他（　　）
備　　考					

## 調査票

年 月 日調査

申込年月日	年 月 日			受付番号												
フリガナ				□男 □女	生年月日	□明治 □大正 □昭和										
申込者氏名						年 月 日(歳)										
本人の状況	介護認定	□済 □申請(更新・変更)中			被保険者番号											
	要介護度	□要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5														
	認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日														
	認知症日常生活自立度	□自立 □I □IIa □IIb □IIIa □IIIb □IV □M														
	行動心理症状	□常時ある □隨時ある □なし														
	身体障害者手帳・原爆手帳等の有無	□あり(級)			□なし											
介護サービス等の利用状況	住居	年 月頃より 施設名等【】住居種別番号(裏面より選択)【】														
	居宅介護サービス等利用状況	年 月 利 用	サービス別単位 包 括 単 位	□訪問介護	_____	単位	□訪問入浴	_____	単位	□訪問看護	_____	単位				
				□訪問リハ	_____	単位	□通所介護	_____	単位	□通所リハ	_____	単位				
				□短期入所生活介護	_____	単位	□短期入所療養介護	_____	単位	(上記単位合計) 単位 ÷ 要介護1~5の区分支給限度基準額の平均 = 割						
				□夜間対応型訪問看護	_____	単位	□認知症対応型通所介護	_____	単位							
				□小規模多機能型居宅介護	□複合型サービス											
□定期巡回・随时対応型訪問介護看護																
○上記サービスの利用頻度				□週5日以上	□週3~4日	□週2日以下										
介護者等の状況	介護者1	フリガナ				□同居	家族の構成									
		氏名				□別居										
		続柄		年齢	歳											
		住所	〒 -													
	介護者2	フリガナ				□同居										
		氏名				□別居										
続柄		年齢	歳													
住所	〒 -															
主たる介護者の状況			□疾病	□複数介護	□育児	□就労										
他の介護協力の有無			□ほとんど無し	□隨時あり	□常時あり											
特記事項	家族等の介護拒否		□理由:													
	遠距離介護		□理由:													
	長期にわたる介護		□理由:													
	施設等からの退所		□理由:													
	住環境問題		□理由:													
	経済的理由による居宅サービス利用状況		□理由:													
	経済的理由により入所先が限定		□理由:													
	在宅における医療的処置		□理由:													
	点数化できない認知症		□理由:													
	知的障がい・精神障がい等		□理由:													
	居住地域の介護サービスが不十分		□理由:													
	介護負担が大きい		□理由:													
その他		□理由:														
□理由:																
備考																

調査担当者名		職種	□施設長	□相談員	□ケアマネ	□その他( )
受付担当者名		職種	□施設長	□相談員	□ケアマネ	□その他( )

## 住居種別

1. 自宅
2. 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く。）
3. " (特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く。))
4. " (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)
5. 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く。）
6. " (特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く。))
7. " (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)
8. 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護を除く。）
9. " (特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く。))
10. " (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)
11. サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護を除く。）
12. " (特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く。))
13. " (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)
14. 特別養護老人ホーム
15. 介護老人保健施設
16. グループホーム
17. 病院
18. 有床診療所
19. 介護療養型医療施設
20. その他

様式3

年 月 日

市町村（保険者） 殿

特例入所申込受付報告書

施設名 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_  
(記名押印又は署名)

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり特例入所申込みを受け付けましたので、入所申込書の写しを添付の上、報告します。

申込者氏名							性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
生年月日	□明治 □大正 □昭和 年 月 日									
保険者番号						要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2			
被保険者番号										
申込内容	<p><input type="checkbox"/>認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/>知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/>家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。 <input type="checkbox"/>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。</p>									
	(具体的状況及び施設の見解)									

入所申込みの「受付」についての意見を下記又は任意の様式により、 年 月 日まで  
にお知らせください。

市町村 (保険者) 意見	次のとおり意見します。

年 月 日

市町村（保険者）長

## 様式4

年 月 日

市町村（保険者） 殿

## 特列入所意見照会書

施設名 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_  
(記名押印又は署名)

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり入所検討委員会を開催しますので、特列入所対象者についての意見を下記又は任意の様式により、 年 月 日までにお知らせください。

入所検討委員会開催日時	年 月 日 時 分 より
-------------	--------------

## ○特列入所対象者の状況

1	氏名							性別		生年月日	M・T・S	年	月	日
	保険者番号							/	被保険者番号					
	要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護1	<input type="checkbox"/> 要介護2	入所申込日	年 月 日									
入所申込者の状況 ※施設記入										市町村（保険者）意見				
<input type="checkbox"/> 申込日（受付報告）から変化ありません。 <input type="checkbox"/> 申込日（受付報告）から変化があります。										次のとおり意見します。				
2	氏名							性別		生年月日	M・T・S	年	月	日
	保険者番号							/	被保険者番号					
	要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護1	<input type="checkbox"/> 要介護2	入所申込日	年 月 日									
入所申込者の状況 ※施設記入										市町村（保険者）意見				
<input type="checkbox"/> 申込日（受付報告）から変化ありません。 <input type="checkbox"/> 申込日（受付報告）から変化があります。										次のとおり意見します。				

年 月 日

市町村（保険者）長

## 評価票

申込年月日	年 月 日		受付番号						
アリガナ					<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和				
申込者氏名			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日 ( 歳 )				
入所判定基準			点 数						
			回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
			評価月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
評価者									
本人の状況	要介護度		点	点	点	点	点		
	認知症の行動・心理症状		点	点	点	点	点		
介護サービス等の利用状況	①居宅サービス利用量		点	点	点	点	点		
	②施設・病院に入所・入院		点	点	点	点	点		
介護者等の状況	①単身世帯で介護者なし		点	点	点	点	点		
	②①以外								
	世帯の状況		点	点	点	点	点		
	主たる介護者の年齢		点	点	点	点	点		
	主たる介護者の状況		点	点	点	点	点		
その他の介護支援		点	点	点	点	点			
特記事項 チェック項目	家族等による介護拒否		点	点	点	点	点		
	遠距離介護		点	点	点	点	点		
	長期にわたる介護		点	点	点	点	点		
	施設等からの退所		点	点	点	点	点		
	住環境問題		点	点	点	点	点		
	経済的理由による居宅サービス利用状況		点	点	点	点	点		
	経済的理由により入所先が限定		点	点	点	点	点		
	在宅における医療的処置		点	点	点	点	点		
	点数化できない認知症		点	点	点	点	点		
	知的障がい・精神障がい等		点	点	点	点	点		
	居住地域の介護サービスが不十分		点	点	点	点	点		
	介護負担が大きい		点	点	点	点	点		
	その他		点	点	点	点	点		
特記事項 小計		点	点	点	点	点			
合 計		点	点	点	点	点			

備考	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	
	6回目	

様式6  
入所優先順位名簿

作成年月日		施設名		介護保険事業所番号												
姓 氏 名	氏 名 フリ ガナ	性別	住所	1 本人の状況			2 介護者等の状況			3 介護者の状況			4 特記事項			備 考
年 齢	生年月日 (西暦) (西暦) (西暦)	男 女	町区市 村名	要介護度 度数	総合 計											
1															0	
2															0	
3															0	
4															0	
5															0	
6															0	
7															0	
8															0	
9															0	
10															0	
11															0	
12															0	
13															0	
14															0	
15															0	
16															0	
17															0	
18															0	
19															0	
20															0	
21															0	
22															0	
23															0	
24															0	
25															0	
26															0	
27															0	
28															0	
29															0	
30															0	
31															0	
32															0	
33															0	
34															0	
35															0	
36															0	
37															0	
38															0	
39															0	
40															0	
41															0	
42															0	
43															0	

※ 記入内容は、調査票(様式2)に基づくものとすること。

様式 7

年 月 日

市町村（保険者） 殿

### 入所継続意見照会書

施設名 \_\_\_\_\_

施設長名 \_\_\_\_\_  
(記名押印又は署名)

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり平成27年4月1日以降に入所した要介護3から要介護5までの入所者が要介護1又は要介護2となりましたので、当該入所者の特例入所による入所の継続についての意見を下記又は任意の様式により、 年 月 日までにお知らせください。

入所者氏名							性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
生年月日	□明治 □大正 □昭和						年	月	日	
保険者番号							要介護度	<input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2		
被保険者番号										
入所者の状況	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。</li><li><input type="checkbox"/>知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。</li><li><input type="checkbox"/>家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。</li><li><input type="checkbox"/>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。</li></ul>									
	(具体的状況及び施設の見解)									

市町村 (保険者) 意見	次のとおり意見します。

年 月 日

市町村（保険者）長

## 入所評価基準

### 1 本人の状況

#### (1) 要介護度

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
15 点	18 点	20 点	25 点	30 点

#### (2) 認知症の行動・心理症状（要介護 1～3）

常時ある	随時ある
10 点	5 点

### 2 介護サービス等の利用状況

#### (1) 居宅サービス等を利用している場合

利用単位数の割合（※1）			包括単位サービスの利用状況		
6割以上	4割以上 6割未満	4割未満	直近月の平均利用頻度		
			週5日以上	週3日以上 週4日以下	週2日以下
15 点	10 点	5 点	15 点	10 点	5 点

#### (2) 施設サービス等を利用している場合（※2）

<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人保健施設又は介護療養型医療施設を利用している場合</li> <li>1月を超えて病院又は診療所を利用している場合</li> </ul>	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護を利用している場合
7 点	5 点

### 3 介護者等の状況

事実上の単身世帯で介護者がいない場合
35 点

上記以外の場合は、次の点数を合計する。

#### ①世帯の状況

単身者又は高齢者のみの世帯（事実上）	左記以外
7 点	5 点

#### ②主たる介護者の年齢

75歳以上	65歳以上75歳未満	65歳未満
7 点	5 点	3 点

③主たる介護者の状況（複数加点可能）

障害や疾病 がある	複数の介護 をしている	育児（6歳未満） をしている	就労している
3点	3点	3点	3点

④主たる介護者以外の他の家族・近隣者等の介護支援（※3）

なし	随時あり	常時あり
7点	4点	1点

#### 4 委員会の判断による加点

委員会の判断による加点は、1項目5点とし、4項目を上限とする。

（加点事例）

- ・家族等の介護拒否がある場合
- ・遠距離介護である場合
- ・長期間の介護となっている場合
- ・入所している施設等から退所を迫られている場合
- ・住環境が適していないため十分な介護が見込めない場合
- ・経済的理由等により居宅サービス等の利用状況が点数に反映されない場合  
（「利用単位数の割合」を適用している場合に限る。）
- ・経済的理由により介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）の利用以外を検討  
できない場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・点数化できない認知症の行動・心理症状がある場合
- ・知的障害・精神障害等を伴い日常生活に支障を来す行動等がある場合
- ・地域に十分な介護サービスが無い場合
- ・介護の負担割合が大きい場合（介護による睡眠不足、精神疾患等）
- ・その他

※1 「利用単位数の割合」とは、区分支給限度基準額の平均（要介護1～5の区分支給限度基準額の合計を5で除した数）に占める直近1月の利用単位数（包括単位を除く。）の割合をいう。

※2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（健康型及び住宅型に限る。）、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は救護施設を利用している場合、病院又は診療所の利用が1月を超えない場合は、「居宅サービス等を利用している場合」とする。

※3 「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上を目安とする。

保医発0327第9号  
令和6年3月27日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第57号）等が告示され、令和6年6月1日から適用されること等に伴い、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の一部を下記のように改め、令和6年6月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。また、要介護被保険者等である患者に対する診療報酬の取扱いについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）も併せて参照すること。

なお、下記事項については、こども家庭庁支援局並びに厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部及び老健局と協議済みであるため、念のため申し添える。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

1 保険医が、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する医師（以下「配置医師」という。）である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があって行う診療を除く。）については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A000の初診料、医科点数表区分番号A001の再診料、医科点数表区分番号A002の外来診療料、医科点数表区分番号B001－2の小児科外来診療料及び医科点数表区分番号C000の往診料を算定できない。

（1） 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第2号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第2号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項第1号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム（定員111名以上の場合に限る。以下同じ。）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に配置されている医師

（2） 病院又は診療所と特別養護老人ホームが併設されている場合の当該病院又は診療所（以下「併設医療機関」という。）の医師

なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。（3）において同じ。）、盲導犬訓練施設、救護施設又は児童心理治療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師

（4） 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）に配置されている医師

（5） 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設（定員111名以上の場合に限る。以下同じ。）に配置されている医師

（6） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第73条第

1 項の規定に基づき、児童心理治療施設に配置されている医師

2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医（併設医療機関の医師を含む。）の配置されている施設に入所している患者に対する一部の診療については他給付で評価されていることから、同表の右欄に掲げる診療報酬を算定できない。

保険医	診療報酬
・配置医師（全施設共通）	<ul style="list-style-type: none"><li>・医科点数表区分番号B000の特定疾患療養管理料</li><li>・医科点数表区分番号B001-2-9の地域包括診療料</li><li>・医科点数表区分番号B001-2-10の認知症地域包括診療料</li><li>・医科点数表区分番号B001-2-11の小児かかりつけ診療料</li><li>・医科点数表区分番号B001-3の生活習慣病管理料（I）・医科点数表区分番号B001-3-3の生活習慣病管理料（II）</li><li>・医科点数表区分番号B007の退院前訪問指導料</li><li>・医科点数表区分番号C101の在宅自己注射指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C101-2の在宅小児低血糖症患者指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C101-3の在宅妊娠糖尿病患者指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C102の在宅自己腹膜灌流指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C102-2の在宅血液透析指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C103の在宅酸素療法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C104の在宅中心静脈栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C105の在宅成分栄養経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C105-2の在宅小児経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C105-3の在宅半固体栄養経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C106の在宅自己導尿指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C107の在宅人工呼吸指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C107-2の在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C107-3の在宅ハイフローセラピー指導管理料</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号C108の在宅麻薬等注射指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C108-2の在宅腫瘍化学療法注射指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C108-3の在宅強心剤持続投与指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C108-4の在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C109の在宅寝たきり患者処置指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C110の在宅自己疼痛管理指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C110-2の在宅振戻等刺激装置治療指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C110-3の在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C110-4の在宅仙骨神経刺激療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C110-5の在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C111の在宅肺高血圧症患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C112の在宅気管切開患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C112-2の在宅喉頭摘出患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C114の在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C116の在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C117の在宅経腸投薬指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C118の在宅腫瘍治療電場療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C119の在宅経肛門的自己洗腸指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C120の在宅中耳加圧療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C121の在宅抗菌薬吸入療法指導管理料</li> </ul>
・指定障害者支援施設の配置医師（生活介護を行う施設に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号B001の5の小児科療養指導料</li> </ul>

・児童心理治療施設の配置医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 2 の通院・在宅精神療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 2 - 3 の救急患者精神科継続支援料</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 4 の心身医学療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 6 の通院集団精神療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 7 の精神科作業療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 8 - 2 の精神科ショート・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 0 9 の精神科デイ・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 1 0 の精神科ナイト・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 0 1 0 - 2 の精神科デイ・ナイト・ケア</li> </ul>
・児童心理治療施設の配置医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号 B 0 0 1 の 4 の小児特定疾患カウンセリング料</li> </ul>

3 配置医師以外の保険医が、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）、療養介護事業所、救護施設又は児童心理治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者を診療する場合については、次の（1）又は（2）の取扱いとすること。

（1）患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、医科点数表第1章第1部の初・再診料、医科点数表区分番号C 0 0 0 の往診料、医科点数表第2章第3部の検査、医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬を算定できる。

（2）（1）にかかわらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、特別養護老人ホーム等の管理者の求めに応じて行った診療については、医科点数表第1章第1部の初・再診料、医科点数表区分番号C 0 0 0 の往診料、医科点数表第2章第3部の検査、医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬を同様に算定できる。

4 特別養護老人ホーム等に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等に対する診療報酬の取扱いについて、この通知に特に記載がないものについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の取扱いに従うこと。

- ・医科点数表区分番号 A 0 0 1 の再診料の注20及びA 0 0 2 の外来診療料の注11に規定する看護師等遠隔診療補助加算

- ・医科点数表区分番号B001の9の外来栄養食事指導料
- ・医科点数表区分番号B001の11の集団栄養食事指導料
- ・医科点数表区分番号B001の13の在宅療養指導料
- ・医科点数表区分番号B001-2-3の乳幼児育児栄養指導料
- ・医科点数表区分番号B004の退院時共同指導料1
- ・医科点数表区分番号B009の診療情報提供料（I）（注2、注4及び注16に該当する場合に限る。）
- ・医科点数表区分番号C001の在宅患者訪問診療料（I）及び医科点数表区分番号C001-2の在宅患者訪問診療料（II）

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、医科点数表区分番号C001の在宅患者訪問診療料（I）、医科点数表区分番号C001-2の在宅患者訪問診療料（II）、医科点数表区分番号C002の在宅時医学総合管理料、医科点数表区分番号C002-2の施設入居時等医学総合管理料又は医科点数表区分番号C003の在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービス利用開始後30日までの間、在宅患者訪問診療料を算定することができる。また、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）については、以下のアに該当する場合には、それぞれ在宅患者訪問診療料を算定することができる。ただし、看取り加算については、当該患者が介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算（以下「看取り介護加算」という。）のうち、看取り介護加算（II）を算定していない場合に限り算定できる。

ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合

イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。）

- ・医科点数表区分番号C002の在宅時医学総合管理料
- ・医科点数表区分番号C002-2の施設入居時等医学総合管理料

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、医科点数表区分番号C001の在宅患者訪問診療料（I）、医科点数表区分番号C001-2の在宅患者訪問診療料（II）、医科点数表区分番号C002の在宅時医学総合管理料、医科点数表区分番号C002-2の施設入居時等医学総合管理料又は医科点数表区分番号C003の在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービス利用開始後30日までの間、施設入居時等医学総合管理料を算定